

令和元年度



青森県 県土整備行政の概要



新青森県総合運動公園陸上競技場

～目次～

県土整備部の主な施策・事業内容

1. 青森県県土整備部主要施策の概要	1
2. 道路	8
3. 県土保全	17
4. 港湾	24
5. 空港	26
6. 都市計画	28
7. 都市公園	31
8. 下水道	33
9. 景観	35
10. 市街地の整備と建築物に関する施策	37
11. 住宅	39
12. 県有施設の整備	41

県土整備部の組織と予算

県土整備部の組織	43
県土整備部一般会計予算の推移	45

1. 青森県県土整備部 主要施策の概要

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」について

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、「人口減少克服」を本県の最重要課題に位置付け、2030年における「生活創造社会」の実現をめざしています。

県では2004年12月の「生活創造推進プラン」の策定以来、「生活創造社会」の実現に向け、県民一人ひとりの豊かな生活を支える経済的な基盤となる「生業（なりわい）」づくりを進めてきました。

これまでの取組により、本県の強みである農林水産分野や観光分野は成長を続け、「経済を回す」仕組みづくりが着実に成果をあげています。

一方、人口減少と少子化、高齢化の一層の進行、労働力不足、将来訪れる超高齢化時代、そしてAIやIoT等の第4次産業革命など本県を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。

この計画では、まさに時代の転換点とも言える急激な環境変化に対応していくため、本県の「多様性」と「可能性」を示しながら、人口が減少しても安心して暮らせる、持続可能な青森県づくりをめざします。

2030年のめざす姿の実現に向けて、限られた行財政資源を有効に活用しながら、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育・人づくり」の4つの分野の政策・施策体系に掲げる取組を効果的かつ分野横断で展開していくため、「取組の重点化」を図る手段として、「戦略プロジェクト」を設定しました。

「戦略プロジェクト」とは、人口減少克服に向けて、4つの分野を横断し、特に重点的に取り組むべきテーマです。「戦略プロジェクト」として設定するテーマについて、4つの分野で具体的な取組を企画・立案、実施することにより、政策・施策体系に掲げる取組の重点化を実現します。

本計画では、「食」や「観光」など、本県の強みを生かした分野について、これまでの取組の成果を更に伸ばしていくとともに、若者・女性の県内定着・還流の促進などに向けた確に対応していくため、5つの戦略プロジェクトを設定しています。人口減少が続く中であっても、平均寿命の延伸や交流人口の拡大、生産性の向上などにより、その影響をできるだけ抑え伸ばしていく「県内総時間」の拡大の視点を持ちながら、人口減少克服に向けた取組を進め、「ここに生まれて良かった」、「ここで暮らして良かった」と思える青森県づくりをめざし、全庁一丸となって取組を進めていきます。



令和元年度 主要施策の概要

◇ 基本方針

「生活創造社会」を目指す上で、災害に強い安全・安心な県土の整備と産業・交通・雇用を支え、経済を回すためのインフラの整備は欠かせないものです。

令和元年度予算編成においては、行財政改革を継続しつつ、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」に基づく各種施策を強力に展開するため、戦略プロジェクトに基づく「取組の重点化」を更に徹底し、それぞれの地域が真に必要とする基盤整備と施設の老朽化対策、維持管理を効果的・効率的に行うことにより、安全・安心な県土づくりを推進するとともに、建設産業の活性化、労働力不足への対応、県産品の販路拡大など、経済を回す仕組みづくりに積極的に取り組むこととしました。

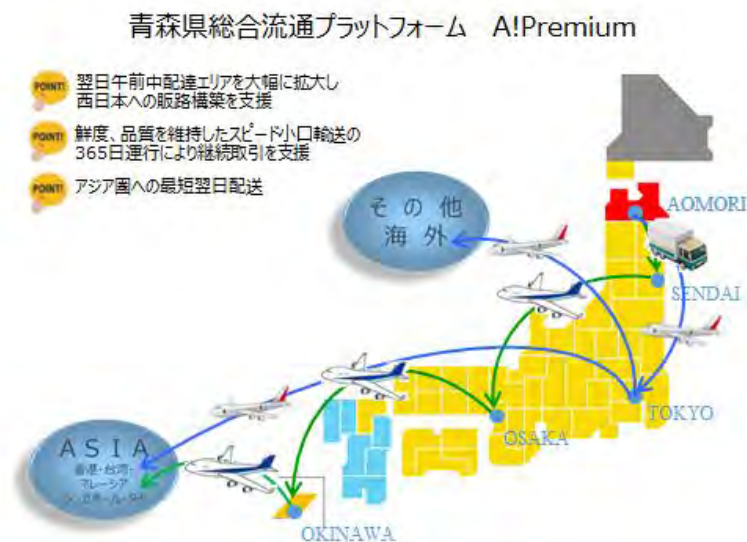
◇ 「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」戦略プロジェクト別の事業概要

戦略プロジェクト1 「選ばれる青森」食と観光成長プロジェクト

■ 食の販売力を極める

① ロジスティクス活性化事業 【重点枠・新規】 58,770千円

民間取引を物流面で支援・促進するための、「A!Premium」流通サービス等を活用した県産農林水産品販路を拡大する営業活動と北極海航路の研究を行います。



■ 立体観光の推進

① クルーズ船誘致営業推進事業 【重点枠・新規】 18,067千円

外国クルーズ船の寄港拡大を図るため、営業力強化のためのマーケティング調査及び営業ツールの作成、海外セールス等の営業活動を行います。

■ 多様な労働力確保

① 「A o m o r i インフラアカデミー」推進事業 【重点枠・新規】 6,031千円

「土木系人財県内定着プロジェクト」推進事業により県内外の主要大学等と締結したパートナーシップ協定に基づく「情報・連携基盤」等を活用し、産学官共通の課題である土木系人財数の底上げを目的とした「育成基盤」を醸成します。

② 建設業の未来を担う人づくり推進事業

【重点枠】 6,173千円

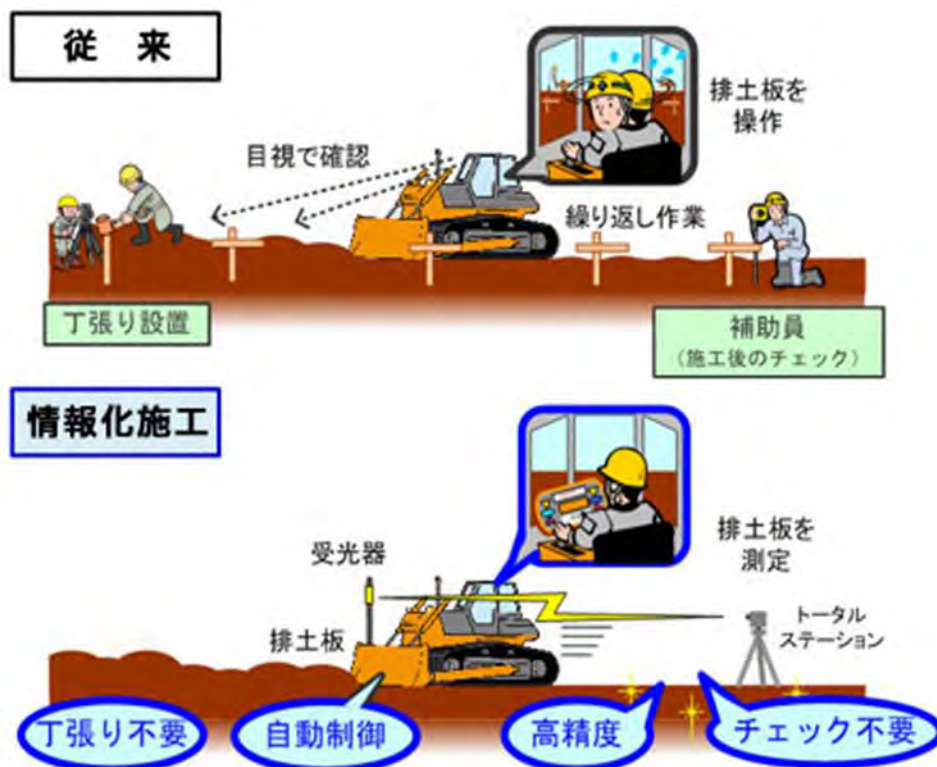
建設業の担い手を確保するため、高校生を対象としたテレビCMを放映するとともに、小・中学生を対象とした親子土木施設見学バスツアー、公開講座等のイベント、高校生と若手技術者との意見交換会を開催します。



■ 生産性向上・働き方改革

① 建設業技術力向上・開発支援事業 【重点枠】 3,584千円

I C T等新技術の浸透による県内建設企業の生産性向上を図るため、I C T施工活用セミナー及び現場見学会を開催するとともに、I C T等新技術の導入に関する相談窓口の設置等により、総合的な支援を行います。



戦略プロジェクト3 「住みたいあおもり」若者・女性プロジェクト

■ 女性の県内定着促進

① 女性が輝く建設業推進事業 【重点枠・新規】 6,041千円

建設業への女性の入職及び定着を促進するため、女性が活躍するイメージアップ動画を製作するとともに、女性活躍事例発表会、取組事例集の作成、県内建設企業の実態調査等を実施します。



■ 魅力ある生活環境づくり

① リビングリテラシー波及促進事業 【重点枠・新規】 3,595千円

住まいや住まい方に対する県民の意識醸成を図るため、業界団体と連携した出前授業の実施、住教育支援サイトの製作、住生活学習イベントの開催等を行います。

戦略プロジェクト4 未来へつなぐ「地域のゆりかご」プロジェクト

■ 持続可能な地域づくり

① あおもり景観・観光まちづくり推進事業 【重点枠・新規】 8,560千円

持続可能な観光地再生モデルを創出するため、空き家・空き地を活用した景観実証及びまちづくりの仕組みを実現する方針の策定を行います。

② 縄文遺跡群周辺景観形成事業 【重点枠・新規】 11,055千円

三内丸山遺跡をはじめとする「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向け、対象市町の景観条例の制定支援及び緩衝地帯の景観形成モデル策定等を行います。

■ 交通ネットワークの形成・買物支援の推進

① 奥入瀬フィールドミュージアム交通システム構築事業 【重点枠】 8,706千円

国道103号奥入瀬（青樺山）バイパス完成後の奥入瀬溪流の環境保全及び新たな交通システムによる利活用を図るため、新たな交通システムの運営方法の検討、代替交通や周辺アクセス道路等の情報を提供するシステム開発等を行います。



◇ 「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」政策・施策体系別の事業概要

産業・雇用分野（しごとづくりと所得の向上）

アグリ分野の持続的成長

▶ 経済成長が著しいアジアなどへの青森県産品の輸出促進

① 八戸港県産品出ルート開拓事業 【重点枠・新規】 32,535千円

八戸港において新たにコンテナ定期航路を開設する船社及び八戸港を利用する荷主企業に対する補助やポートセールスを実施します。

地域産業の振興による多様な「しごと」の創出

▶ 地域資源を生かした産業の創出・育成・継承

① 建設産業新分野進出チャレンジ企業支援事業 4,110千円

県内建設企業の経営の多角化による経営基盤の強化を図るため、県内建設企業の新分野進出の事例を紹介するとともに、新分野事業への進出を支援します。

「経済を回す」ための基盤づくり

▶ 交流拡大を支える交通ネットワークサービス

① 青森港ユニット貨物拠点化推進事業 【重点枠・新規】 3,914千円

青森港の物流・広域防災拠点としての機能確保を図るため、輸送効率改善策の検討・検証やポートセールスを実施します。

② 幹線道路ネットワーク整備事業 13,895,471千円

幹線道路ネットワークの構築を進めるため、下北半島縦貫道路や直轄国道である天間林道路等の整備を行います。

◆ 幹線道路ネットワーク整備事業の主なもの

- ・ 国道改築事業、県道改築事業 10,274,346千円
国道、県道の改築及び橋梁架け替えを行います。
- ・ 道路建設整備事業、道路建設改良事業、橋梁架替事業 854,980千円
県単独費で道路建設、改良、橋梁架替等を行います。

③ 街路事業 1,381,944千円

都市計画道路の改築等を実施します。

安全・安心、健康分野（命と暮らしを守る）

災害や危機に強い人づくり、地域づくり

▶ 安全・安心な県土づくり

① いのちを守るリフォーム普及推進事業 【重点枠・新規】 3,641千円

命を守るための簡易で費用負担の少ないリフォームの普及促進を図るため、県内業界団体と連携し、普及促進体制の構築に向けた検討会等を実施します。

② 下北地域広域避難路確保対策事業 2,072,000 千円

災害時における下北地域の広域的な避難経路の確保を図るため、関係者が一体となった検討・調査や既存路の改良を行います。

③ 道路補修事業、災害防除事業、河川事業、砂防事業、海岸事業 24,174,888 千円

県民の安全・安心な県土の整備のために、自然災害等に備え、減災・防災対策を進めます。

④ 住宅耐震診断推進事業、住宅耐震改修促進支援事業 8,722 千円

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図ることに要する経費の支援を行います。

▶ 地域防災力の強化や危機管理機能の向上

① 洪水浸水想定区域策定事業 44,004 千円

洪水発生時における地域住民の円滑な避難行動を支援し、被害の最小化を図るための浸水想定区域を策定します。

② 洪水等タイムライン策定事業 【復興推進基金】 6,427 千円

洪水や津波による被害の最小化を図るため、事象発生時から避難に至るまでの関係者の行動を時系列で整理した防災行動計画を策定します。

③ 緊急排水体制構築事業 【復興推進基金】 17,073 千円

河川の大規模氾濫時の洪水被害の最小化を図るため、緊急排水計画を策定し、排水訓練を実施します。

④ 津波災害警戒区域指定に関する基礎調査事業 【復興推進基金】 56,019 千円

津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を指定するための調査等を行います。

⑤ 青森港高潮浸水想定区域策定事業 【復興推進基金】 9,222 千円

青森港における想定最大規模の高潮により浸水が想定される区域の指定に向けて、調査・検討を行います。

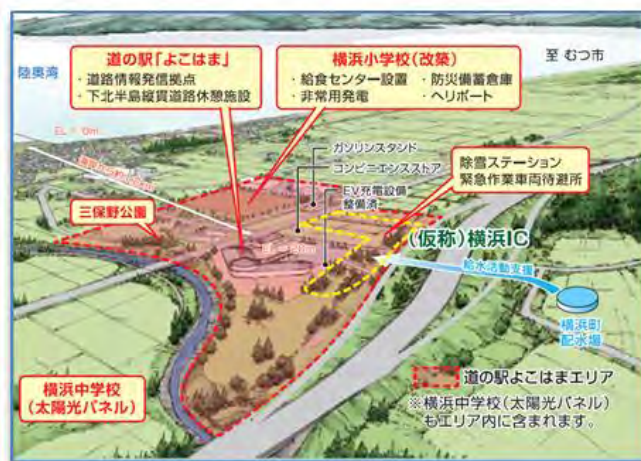
安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり

▶ 安全で快適な生活環境づくり

① 道の駅よこはまエリア

地方創生拠点形成事業 681,427 千円

地域防災力の向上を進めていくための「防災拠点化」と地域の魅力の活用による交流人口の拡大や少子高齢化に対応した安全・安心な地域社会づくりを進めていくための「交流拠点化」を両立した「地方創生拠点」を形成します。



② 積寒地域道路整備事業 846,426 千円

冬期間の安全で円滑な道路交通の確保と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、流・融雪溝や防雪柵などを整備します。

③ 景観形成普及啓発推進費 3,933 千円

県民を対象とした景観フォーラムや景観賞の実施、これからの青森を担う若い世代を対象とした景観学習教室の開催など、良好な景観形成のための普及啓発事業を実施します。

④ 被災者住宅再建支援事業費補助 【復興推進基金】 3,700 千円

東日本大震災による被災者の負担を軽減し、住宅再建の促進を図るため、住宅再建を行う者が借り入れる資金等の利子相当額を補助します。

▶ 交通安全対策の推進

① 道路交通安全施設等整備事業 3,040,755 千円

通学児童をはじめ歩行者が安全に通行できる歩行空間確保のための歩道設置や交通安全施設（標識、防護柵等）、交通事故の対策及び円滑な移動を支援するための交差点改良、視距改良及び電線共同溝の整備を実施します。

環境分野（自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会）

自然と共生する「暮らし」や「生業（なりわい）」を育む環境づくり

▶ 地域の協働による健全な水循環の確保

① 岩木川流域下水道事業、馬淵川流域下水道事業、
十和田湖特定環境保全公共下水道事業 1,509,520 千円
各流域内の下水道に係る改築工事や設備更新工事等を行います。

② 町村下水道事業緊急対策費補助 20,872 千円
公共下水道の普及を促進するため、町村の下水道事業債の償還に要する経費に対する補助を行います。

教育・人づくり分野（生活創造社会の礎）

あおもりの活力をつくる文化・スポーツの振興

▶ 健康でスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上

① 新青森県総合運動公園整備事業 406,548 千円
公園施設の改築更新及び埋蔵文化財の調査等を実施します。

② 陸上競技場整備事業 1,165,007 千円
新青森県総合運動公園陸上競技場等の整備を行います。



2. 道路 【県民の幸せを支える道づくり】

担当：道路課

青森県を取り巻く社会経済環境は、人口減少と少子化、高齢化の一層の進行、労働力不足、将来訪れる超高齢化時代、グローバル化の更なる進展など、大きく変化しています。また、道路行政に求められるニーズは年々多様化し、これに呼応するきめ細やかな施策の展開が求められています。

このような状況の下、県が平成30年12月に策定した「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」において掲げた、2030年までにめざす姿である「生活創造社

会」の実現に向け、道路課では、「経済を回す」ための基盤づくりに向け幹線道路ネットワーク整備を進めるほか、安心して快適に暮らせる生活環境づくりや災害に強い地域づくりのための歩道整備、流・融雪溝をはじめとする雪対策、さらには安全・安心な県土づくりを進めるため、既存ストックの計画的な維持管理と更新を進めます。

人口減少社会にあっても、県民の誰もが、この青森の地で安心して暮らしていくことが出来る持続可能な地域づくりを着実に進めていくためには、「生業」と「生活」が循環する「経済を回す」仕組みづくりが重要です。このめざす姿の実現に向かって青い森のみちづくりを進めていきます。



1. 青森県の道路状況

県では、国が管理する直轄国道（国道4号、7号など）を除く一般国道12路線 約1,115km、県道232路線 約2,499kmを管理しています。

県民の皆様の日常生活を確保するため、道路の清掃や穴埋めをはじめとする維持管理や、冬期間の安全な道路交通を確保するための除排雪作業を行っており、安全・安心な生活環境の確保を最優先とした道路管理に努めています。



◆青森県の道路現況

改良延長：5.5m以上（市町村道は5.5m未満も含む）

舗装延長：簡易舗装除く

H30.4.1現在（速報値）

	路線数	実延長 (km)	改良状況		舗装状況		橋梁		トンネル	
			改良済み (km)	改良率 (%)	舗装済み (km)	舗装率 (%)	橋梁箇所	橋梁延長 (km)	箇所	延長 (km)
国道 (直轄管理)	5	319.3	319.3	100.0	319.3	100.0	169	12.2	6	2.0
国道 (県管理)	12	1,114.6	959.5	86.1	926.4	83.1	759	18.6	20	5.8
国道計	15	1,433.9	1,278.8	89.2	1,245.7	86.9	928	30.8	26	7.8
主要	47	1,230.5	956.1	77.7	814.0	66.2	653	18.3	8	2.7
一般	185	1,268.4	751.9	59.3	713.1	56.2	851	21.2	8	5.4
県道計	232	2,498.9	1,708.0	68.4	1,527.1	61.1	1,504	39.5	16	8.1
県管理計	244	3,613.5	2,667.5	73.8	2,453.5	67.9	2,263	58.1	36	13.9
国県道計	247	3,932.8	2,986.8	75.9	2,772.8	70.5	2,432	70.3	42	15.9
市町村道	33,741	16,064.3	9,575.7	59.6	3,925.4	24.4	4,463	65.1	13	1.3
合計	33,988	19,997.1	12,562.5	62.8	6,698.2	33.5	6,895	135.4	55	17.2

※指定区間国道には、4号、7号、45号の他に、101号の一部、104号の一部を含む。






※有料道路を含む。国道（直轄管理）に百石道路を含む。一般県道に自転車道は含まない。

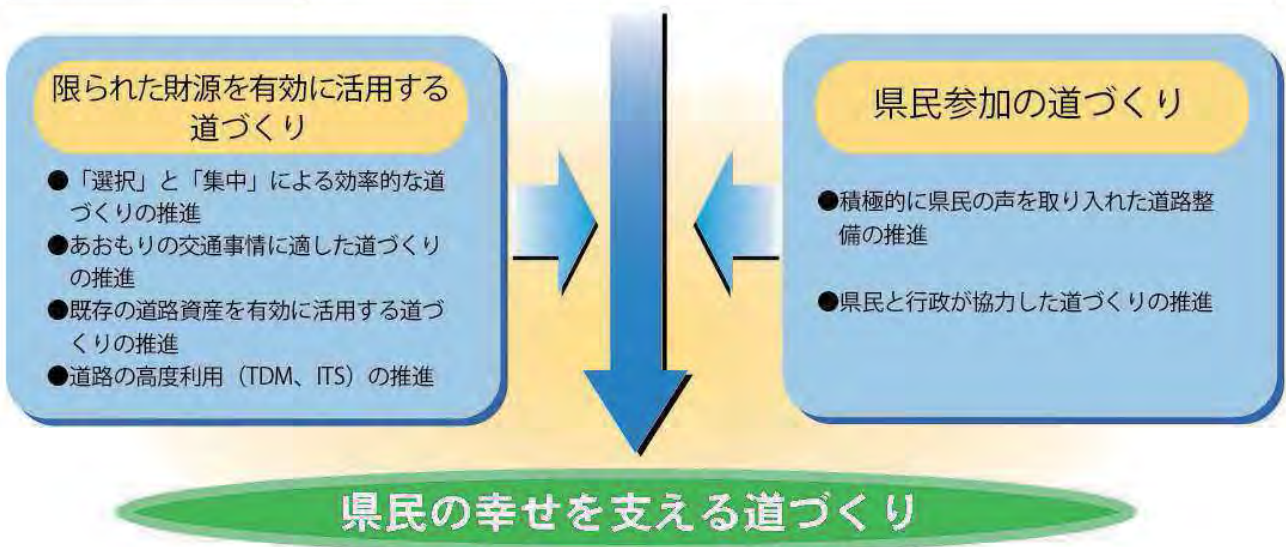
2. 道路事業の進め方

●青森の道づくり基本方針

道路事業の実施にあたっては、平成14年度に策定した「青森のみちの将来像」の5つの基本方針に基づいて、“県民の幸せを支える道づくり”を目指し効率的・効果的な事業の推進に努めています。

◆“県民の幸せを支える道づくり”の基本方針（青森のみちの将来像）

基本方針（政策）	政策テーマ	政策目標
交流促進と 連携強化を 支援する あおもりの 道づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●生活・経済圏間の連携強化を支援します。 ●あomor文化観光立県を支援します。 ●農水産品の都市への円滑な輸送を支援します。 ●国土保全を担う中山間地域と都市との連携を支援します。 ●交通拠点へのアクセス性強化を支援します。 ●救急医療体制を支援します。（高度医療） ●救急医療体制を支援します。（新生児医療）
雪国あおもりの 暮らしを支える 道づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●冬にあomorに対応した道路構造を確保します。 ●冬期バリアフリーを推進します。 ●冬にあomorに対応した除雪の充実を図ります。 ●地吹雪に対する防雪施設の充実を図ります。
安全で安心な 暮らしを守る あおもりの道づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●事故危険箇所等における交通安全対策を推進します。 ●災害時における代替性のある道路網を確保します。 ●道路防災対策の推進による安全安心を確立します。
都市機能の 高度化を支援する あおもりの道づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●渋滞の解消による、良好な生活環境の創出を図ります。 ●ゆとりある歩行空間・彩りある街づくりを進めます。
あおもりの 自然と調和し活用 する道づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境の保全等に配慮する道づくりを進めます。



※基本方針と政策目標については、学識経験者や県民の意見を踏まえ、平成15年3月に「青森のみちの将来像」として取りまとめました。

3. 主要事業の紹介

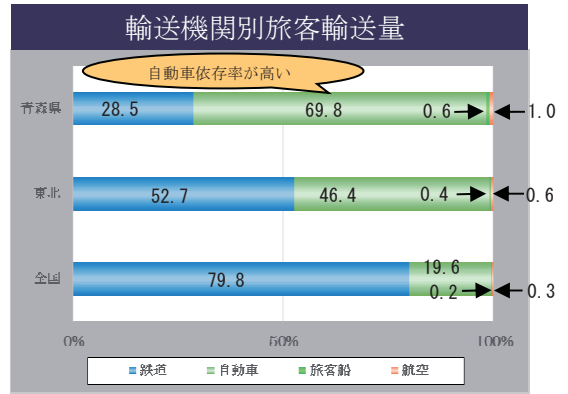
政策テーマ1 交流・連携

交流促進と連携強化を支援するあおもりの道づくり

1. 高速交通ネットワークについて

青森県は、全国と比較し公共交通網が十分行き届いていないこともあり、移動手段のほとんどを車に頼っている状況です(図1)。しかし、主要都市間の移動にはまだ多くの時間を要しており(図2)、地域間交流・産業経済活動に一部支障を来しています。

このため、主要都市間の連携強化や、農水産品などの円滑な輸送、さらには救急医療体制の支援のため、引き続き高規格幹線道路や地域高規格道路の整備に努めていきます。



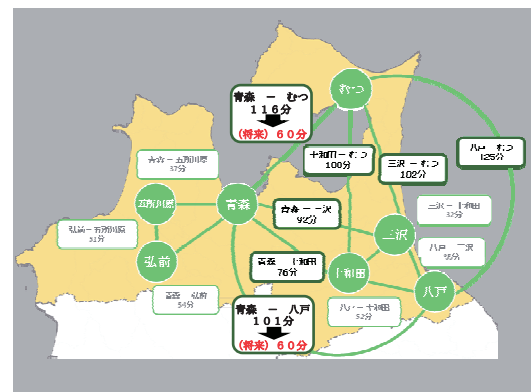
▲ 図1-H29 輸送機関別旅客輸送量

※H29 旅客地域流動調査 府県相互人員表から算出

[現在進められている主な事業]

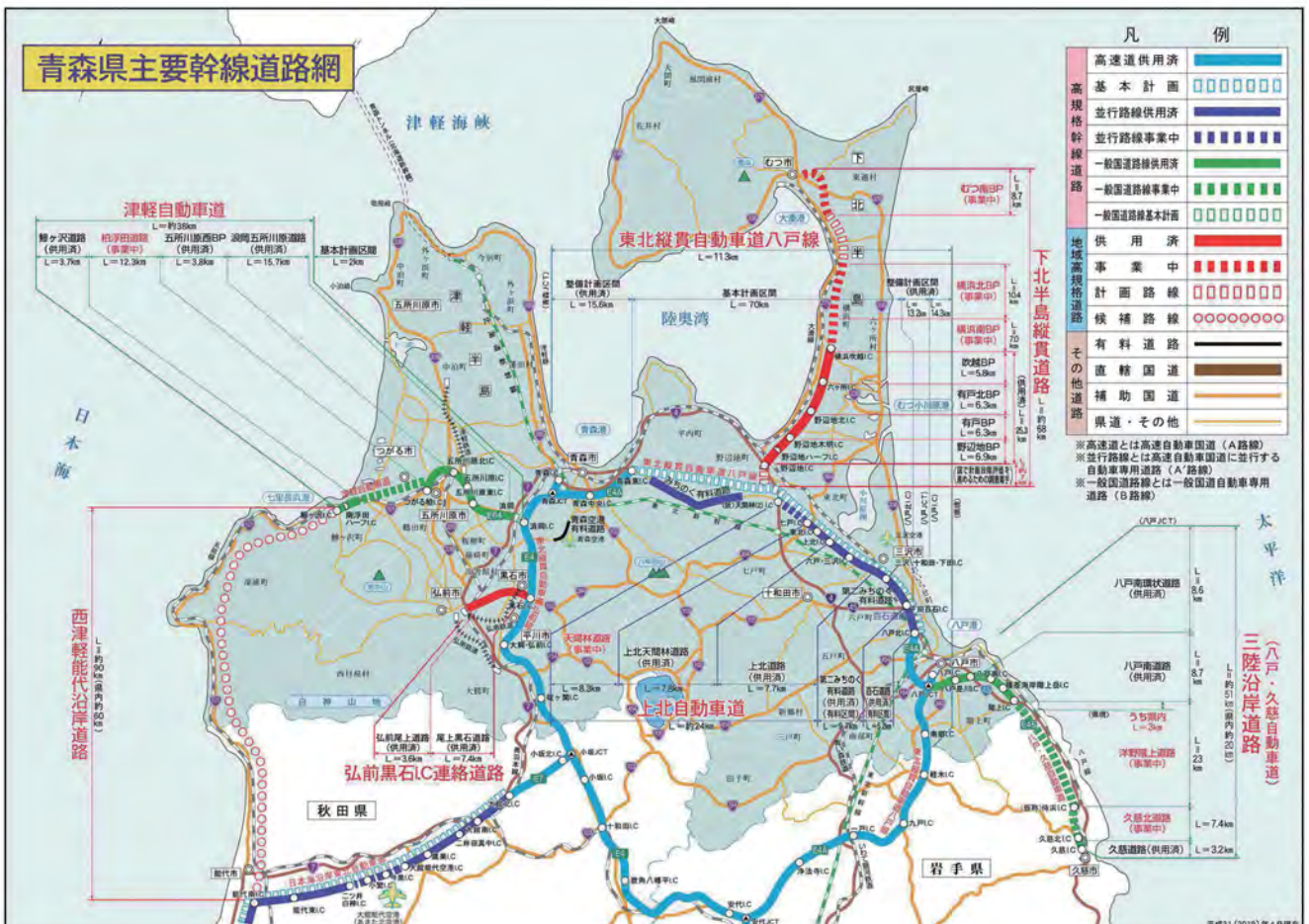
- ・ 国道45号 上北自動車道(※)
天間林道路
- ・ 国道45号 三陸沿岸道路(※)
洋野階上道路
- ・ 国道101号 津軽自動車道(※)
柏浮田道路
- ・ 国道279号 下北半島縦貫道路
横浜南バイパス、横浜北バイパス
むつ南バイパス

(※)は国土交通省青森河川国道事務所により事業が進められています。



▲ 図2-2 次生活圏中心都市間の連絡時間

※H27 全国道路・街路交通情勢調査 非混雑時旅行速度調査結果から算出



■下北半島縦貫道路



■必要性・整備効果

- ①半島性の解消、地域間交流の促進
- ②物流ネットワークの強化
青森市～むつ市間を概ね1時間で連絡 定時性の確保、安全性の向上
- ③救急医療体制の支援
三次救急医療施設への連絡強化
- ④国家プロジェクトの支援
エネルギー供給基地へのアクセス強化

■今年度の整備方針

- むつ南バイパス (L=8.7km)
むつ市街地で慢性的に発生している交通渋滞緩和を図るため、改良工事を推進します。
- 横浜南バイパス (L=7.0km)
第1次緊急輸送道路の機能強化、救急医療施設へのアクセス向上を図るため、用地取得を推進するとともに、改良工事及び橋梁工事を推進します。
- 横浜北バイパス (L=10.4km)
豪雪等災害時における代替路の確保、道の駅よこはまエリア地方創生拠点計画との連携を図るため、調査設計を引き続き行うとともに、橋梁工事を推進します。

全体延長	L=68km
供用延長	L=25.3km
吹越バイパス	5.8km
有戸北バイパス	6.3km
有戸バイパス	6.3km
野辺地バイパス	6.9km
事業中区間	L=31.9km
むつ南バイパス	8.7km
横浜北バイパス	10.4km
横浜南バイパス	7.0km

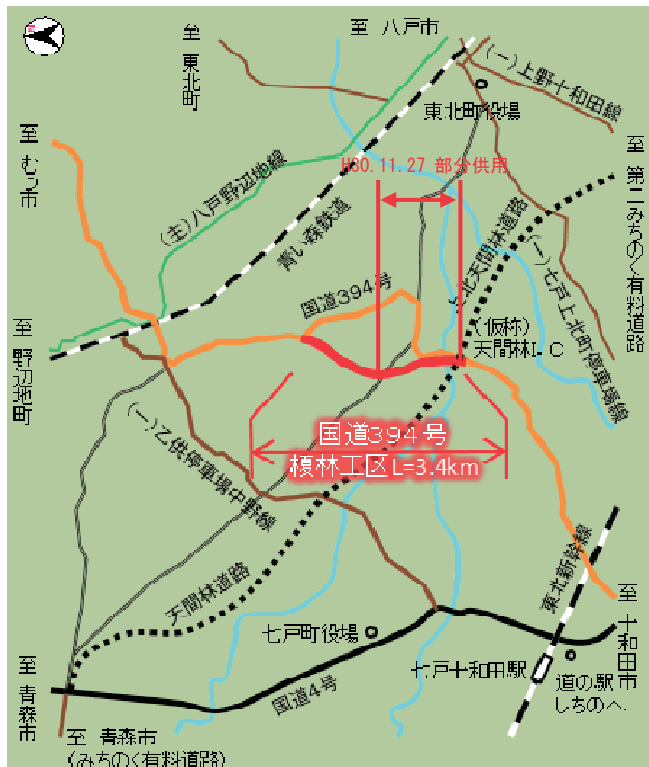


▲改良工事が進むむつ南バイパス

2. 道路改築事業

主要都市間の連絡強化や、駅、空港など交通拠点へのアクセス向上、また幅員の狭い道路や線形の悪い道路など交通の隘路解消のため、バイパス整備や現道拡幅などの事業を進めています。

■一般国道394号 榎林バイパス



▼供用後の様子 (橋梁部)



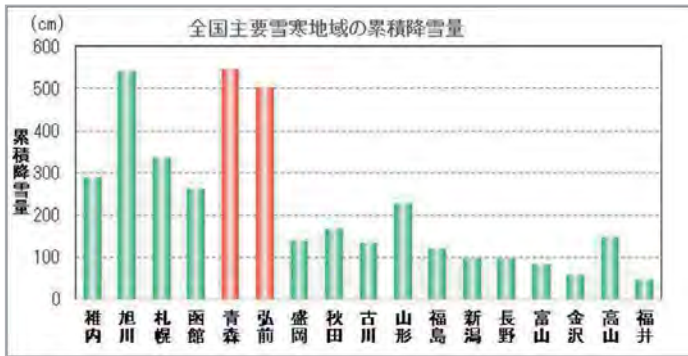
▼供用後の様子 (IC付近)



雪国あおもりの暮らしを支える道づくり

青森県は全国でも有数の豪雪地帯であり、冬期交通、歩行者空間の確保は切実な課題です。県では、県内各地域県民局地域整備部管内に計 533 台の除雪機械を配置し、日夜除排雪作業に取り組んでいます。また、融・流雪溝や無散水消雪(ロードヒーティング)施設等を整備し、車道や歩道空間の確保に努めています。今後も、除排雪作業と施設整備を効果的に組み合わせ、効率的な雪対策に取り組めます。同時に、県民の皆様と協働した冬期対策を進めていきたいと考えています。

▼平成 30 年度の豪雪状況



参考資料: 気象庁 累積降雪量一覧表(H30.11.1~R元.5.1)

▼通常期-積雪期の道路状況比較



▼豪雪時の道路状況



■冬期交通、歩行者空間確保の取り組み事例



安全で安心な暮らしを守る道づくり

交通の円滑化、自転車や歩行者の交通安全確保のため、歩道整備やバリアフリー対策等を実施しています。また、災害時における緊急輸送ルートを確認するべく、斜面からの落石や崩落による道路災害の防止（災害防除事業）、地震時の安全を確保するための橋梁補修（耐震補強）などを実施しています。

■交通安全事業

通学路等における歩道整備、市街地の歩道の段差解消（バリアフリー対策）などを順次行い、快適な歩行者空間の確保と事故の防止を図っています。

◆事例

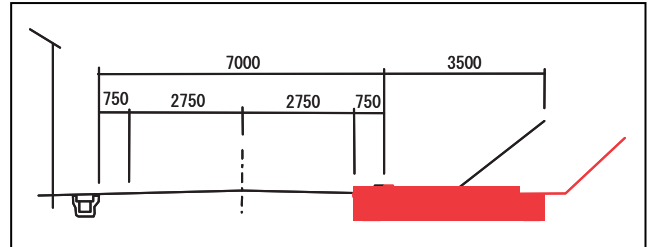
路線名：国道 394 号

箇所名：東北町大字乙供

（事業概要）

L = 750m

自歩道の整備を行うことにより、事故の軽減と園児・児童等歩行者の安全を確保することができた。



施工前



施工後

■災害防除事業

斜面からの落石や土砂の崩落などが発生した場合、通行止めにより、生活や産業に大きな影響を与えます。

これを未然に防止するため、危険箇所に対して災害防止の対策を進めています。

◆道路防災点検

災害の発生が想定される箇所は、それぞれに番号を付けて管理しており、毎年点検を行っています。点検結果は防災カルテにとりまとめ、『要対策』と判定された箇所から優先的に対策工事を行っており、『対策不要』と判定されるまでは点検を継続して経過を観察しています。

▼落石防護柵



▼落石防護ネット



施工前



フリーフレーム
工法



施工後

■橋梁補修事業・橋梁架替事業

青森県橋梁アセットマネジメントに基づき、長寿命化による維持管理コストの削減、老朽橋梁の計画的更新を実施しています。

○橋梁の補修・維持修繕

劣化が進行している桁の補修、再塗装や床版、高欄の補修、予防保全としてのコンクリート表面処理などを計画的且つ効率的に行っています。

○老朽橋梁の架け替え

老朽橋梁の中でも劣化損傷が著しい橋梁について、緊急性に応じて順次架け替えを行っています。

○橋梁の耐震補強

地震時の橋梁被災を防止し、災害時の緊急ルートを確認するため、落橋防止装置の設置や、橋脚補強などの耐震補強を実施しています。



▲妙売市線 新井田橋橋梁補修の例



▲久栗坂造道線 根井橋老朽橋架替の例

【橋梁アセットマネジメント】について
橋はこれまで、悪くなってから架け替えるということを繰り返してきました。しかし今までのやり方では、近い将来到来する橋の大量更新時代に対応することができません。

そこで、維持管理コストの最小化・平準化を基本戦略に定め、日常点検、清掃・維持工事等の日常的な管理や、定期点検、劣化予測に基づく計画的な管理等を実施し、橋をこまめに治療することで長生きさせ県民の資産である橋を効率よく運用できるよう取り組んでいるものです。

青森県の橋梁補修はこうした考え方に基づいて進めています。

ホームページで公開しています。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/kyouryou-asset.html>



■舗装補修事業

舗装は、交通荷重、気象などの作用を常に受け、また、舗装自体の老朽化などにより舗装路面が傷んでしまいます。舗装の傷みは、交通事故、交通騒音及び交通振動を発生させる原因になります。このため、舗装路面の状態を把握し、適切な舗装の維持修繕を行っています。

【整備イメージ】

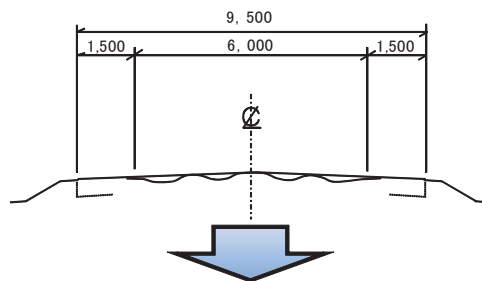
【修繕前】



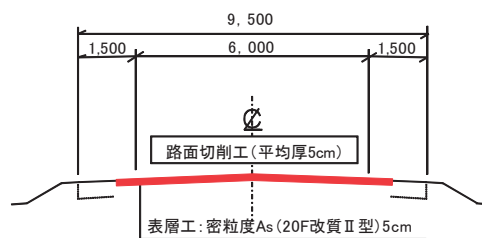
【修繕後】



【標準横断面図】



施工の一例として、凸凹な表面を削りとり、新しい舗装を施工する



都市機能の高度化を支援する道づくり

市街地における渋滞解消のための道路整備や、社会実験などに取り組み、都市機能の向上、快適な都市環境づくりに努めています。また、快適な歩行者空間確保と都市景観の向上、情報化社会への対応のため、電線共同溝の整備による電柱の撤去を行っています。

■電線共同溝事業（CCB）

◆事業の効果

- ・安全で快適な通行空間の確保
- ・都市景観の向上、都市災害の防止
- ・情報通信ネットワークの信頼性向上
- ・観光振興、地域活性化 など

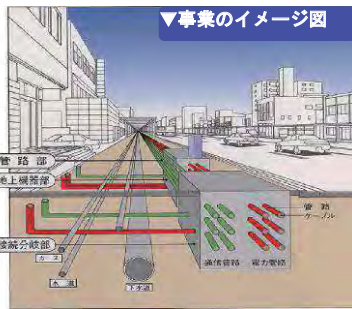


施工前



施工後

▼電線共同溝の実施例
国道340号[八戸市廿三日町]



■渋滞の解消に向けて

主に市街地における渋滞対策として、バイパス整備や環状道路整備に努めています。

- ・(主)八戸環状線



▲一般国道340号の渋滞状況

バイパスの供用により、八戸中心市街地への流入交通量が減少し、渋滞緩和が期待されます。



▲(主)八戸環状線糠塚工区開通状況
(平成26年3月20日開通)

あおもりの自然と調和し活用する道づくり

～国道103号青樺山バイパス～

国道103号奥入瀬渓流区間は、観光シーズン時に渋滞や路上駐車が発生し、観光客が安心して散策できない状況にあります。また、現在迂回路となっている七曲区間は、つづら折りで幅も狭く、擦れ違いが困難な状況となっています。このため、県では、国道103号青樺山バイパス事業に取り組んでおり、平成25年度には、国の直轄権限代行事業として新規採択されました。

このバイパスが完成することにより、安全な代替路が確保されるとともに、渓流区間へのマイカー等の乗り入れ規制が可能となります。このため、平成25年度に奥入瀬渓流利活用検討委員会を設立し、その中で、自然環境の保全と渓流環境の利活用方法を両立させる新たな交通システムの構築を検討します。

■奥入瀬渓流エコロードフェスタ

毎年秋に「奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト」としてマイカー規制の試行及びウォーキングイベントを実施し、青樺山バイパス整備後の奥入瀬渓流の観光振興策の検討と自然環境保全に対する意識向上を図っています。



▲観光シーズン時の渓流区間の状況



▲マイカー規制の試行状況

- ホームページでの情報提供
- 道路課HP URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/doro/>
- 青森みち情報URL <http://www.koutsu-aomori.com/>
- 青森みち情報ケータイURL <http://aomori.cc/road/>
- 青森みち情報スマートフォンURL <http://aomori.cc/road/sp/>



県内の規制情報やライブカメラによる道路状況を一元管理した道路情報満載のサイトです！PC版の他、携帯サイトもあります！！



道路課の仕事及び道路整備の進め方についてお知らせしております。

3. 県土保全

【わたしたちのふるさと“あおもり”を守るために】

担当: 河川砂防課

1. 県土の状況

■地勢

青森県は県中央部に奥羽山脈が南北に連なっており、北方に伸びて夏泊半島、さらに陸奥湾を越えて下北半島に至ります。

秋田県との県境は、1,000m内外の標高を有し、白神山地を形成しています。

八甲田山の東側は丘陵地であり、西側の岩木川流域は津軽平野となっています。

◆県内河川の指定状況

(平成31年3月現在)

区分	水系数	河川数	延長(m)
一級河川	3	133	1,083,117
二級河川	79	157	1,003,370
合計	82	290	2,086,487

◆県内海岸の概況

(平成30年3月現在)

所 属 別	海岸延長(m)	要保全海岸延長(m)	指定済延長(m)
国土交通省 水管理・国土保全局	436,785	255,559	212,824
国土交通省港湾局	117,933	65,341	64,151
農林水産省農村振興局	20,064	18,994	18,994
水産庁	220,569	115,258	115,258
合計	795,351	455,152	411,227

■気象

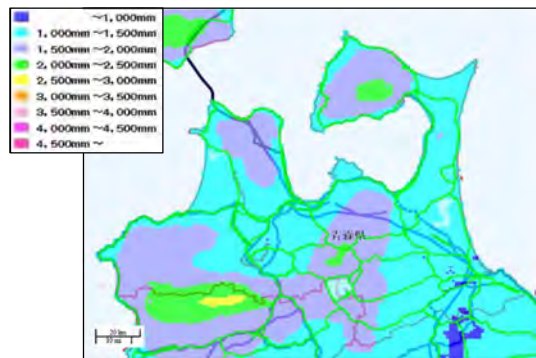
本州最北の緯度にあるため冷涼型の気候で、短い夏と低温で長い冬が特徴です。

しかし、山脈、半島、陸奥湾など地形的な複雑さと海流の関係で、太平洋側と日本海側及び陸奥湾沿岸地域によってかなり気候に特色があります。

一般に日本海側は対馬海流の影響で太平洋側に比べて温暖で、冬の季節風を強く受けますが、積雪量はそう多くありません。ただし、内陸部は多雪地帯となっています。

太平洋側では、春の終わりから夏にかけて吹く偏東風(通称一やませ)のため低温の日が多く、冷害に見舞われやすくなっています。

陸奥湾沿岸は年平均気温も低めで、積雪量も多くなっています。



●メッシュ平年値図(降水量)(1981~2010)
<http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>

2. 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

青森県は地域に根ざした生活と文化の源である森と川と海の密接なつながりを踏まえ、これを一体的に保全し、創造するため平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、ふるさとの森と川と海を農林水産業の生産活動や人の生活と結び付けて地域文化を形成する基盤として位置付け、県民の豊かで潤いのある生活の礎となっているふるさとの森と川と海をすべての県民の参加の下に一体的に保全、創造しようとするものです。

施策の実施においては、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本とし、平成14年12月に「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針」を定め、総合的な推進を図ることとしています。

■保全地域の指定及び保全計画の策定

- ◇ 自然環境が優れた状態を維持している森林、河川、海岸の区域のうち、特に重要な区域を保全地域として指定します。また、その地域での特定行為の届出に加え、保全をより将来にとって価値あるものにするため、保全計画を策定します。

■森と川と海の一体的な保全・創造施策の推進

- ◇ 地域特性に応じた樹種の植栽等を推進します。
- ◇ 地域の環境特性に配慮した多自然川づくりを実施し、自然再生事業への取り組みをすることで、動植物の生息地・生育地を保全します。
- ◇ 子どもたちが自然とふれあい、遊びや自然体験ができる環境を創出するなど、人と自然との豊かなふれあいを確保します。

■森と川と海の調査の継続的実施

◇県民の参加を得ながら、保全地域を中心として継続的に実施します。

■普及啓発

◇教育用資料や学習の機会を提供するとともに、広報や啓発活動を実施するなど、森と川と海のつながりや人の生活との関わり等への関心と理解を深めます。

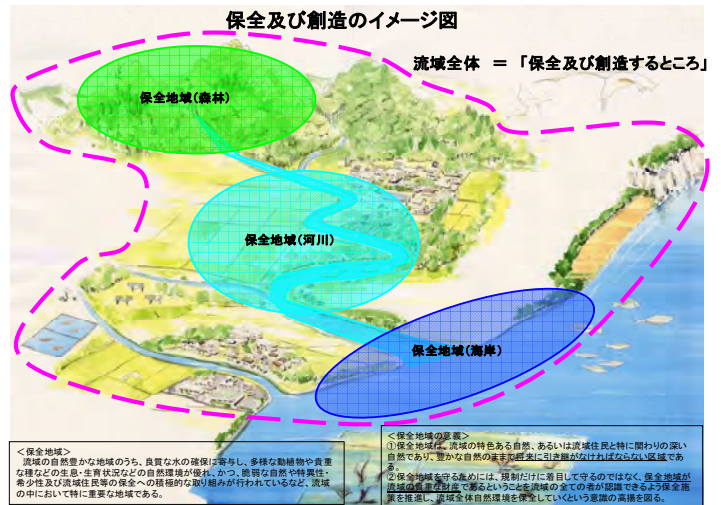
■ふるさと環境守人の委嘱

◇ふるさと環境守人による保全地域の巡視・啓発活動を実施します。

■民間団体等の活動の促進

◇ふるさとの水辺サポーター制度の推進など、県民、事業者、NPO、その他民間団体の活動が促進されるような措置を講じます。

県としてこれらの施策を推進するとともに、森・川・海に関わる国の関係機関等とも連携して施策に取り組むことにより、彩りある美しく安全な県土の実現を目指しています。



●「ふるさとの森と川と海保全地域」に関わるイメージ図

3. あおもりの川

新しい河川の整備の計画制度

「治水・利水・環境の総合的な河川整備」を柱とした河川法改正に基づき、一級水系指定区間の河川整備計画、二級水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を推進していきます。

河川整備計画の策定については、学識経験者や地域住民、地方公共団体の長の意見を反映させながら策定していきます。

■安心して暮らせる川づくり

◇広域河川改修事業

馬淵川、平川等の9河川で実施し、治水安全度の向上を図ります。

◇総合流域防災事業

豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進するための施設整備を、天田内川、明神川等4河川で実施します。また、市町村と一体となって「かわまちづくり」を推進し、良好な河川環境の創出を図るための施設整備を田名部川で実施します。

◇地震・高潮対策河川事業

河川の津波遡上区間を対象に、浸水被害を防御するための施設整備を、五戸川等2河川で実施します。

◇施設機能向上事業

堤防、堰、水門等について、機能向上を図るため計画的な改良を行うこととし、新田名部川で実施します。



●馬淵川広域河川改修事業（南部町・三戸町）



●五戸川地震・高潮対策事業（八戸市）

4. あおりのダム

青森県における年間降水量は1,200mm程度と全国平均より少ないものの、局地的な集中豪雨、台風、融雪などによる災害が多く、近年でも平成28年8月に大規模な水害に見舞われる等、毎年のように水害が発生しています。

また、本県における水利用は、生活用水、農業用水、工業用水のほとんどを河川水に依存しており、たびたび渇水被害も発生しています。

このためダムの整備を推進し、主要河川沿川の水害を軽減し、治水安全度の向上を図るとともに、生活用水等の安定的な確保に取り組んでいきます。



●世増ダム（平成15年度完成）

◆管理中のダム

ダム名	飯詰	遠部	下湯	川内	久吉	小泊	清水目	浅虫	世増
河川名	飯詰川	平川	堤川	川内川	津刈川	小泊川	野辺地川	浅虫川	新井田川
位置	五所川原市	平川市	青森市	むつ市	平川市	北津軽郡中泊町	上北郡東北町	青森市	八戸市
目的	F. N. W	F	F. N. W	F. N	F. N. W	F. N. W	F	F. N	F. N. W. A
型式	E	G	R	G	G	G	G	G	G
堤高	38.0m	43.0m	70.0m	55.0m	57.0m	33.5m	33.5m	9.0m	52.0m
総貯水容量	2,380千m ³	1,420千m ³	12,600千m ³	16,500千m ³	6,730千m ³	400千m ³	2,630千m ³	300千m ³	36,500千m ³
完成年月日	S48.3	S51.3	H元.3	H7.3	H8.3	H9.3	H14.3	H15.3	H16.3
総事業費	11.6億円	20.2億円	472.4億円	202億円	231億円	62億円	※77.1億円	174億円	613.6億円

※県農林水産部施行

◆建設中のダム

区分	建設事業	
ダム名	駒込	
河川名	駒込川	
位置	青森市	
目的	F. N. P	
型式	G	
堤高	84.5m	
総貯水容量	7,800千m ³	
工期	実調	S57～
	建設	H5～

●目的 F：洪水調節 N：流水の正常な機能の維持 P：発電 W：水道用水 A：かんがい用水
●型式 G：重力式コンクリート E：アースダム R：ロックフィルダム

5. あおもりの砂防

■土砂災害の歴史

青森県では、昭和50年8月に岩木山^{ひやくざわ}：百沢（弘前市）で発生した土石流により22名の尊い命が犠牲となりました。その後も昭和52年、56年の低気圧や台風により甚大な被害が生じています。平成25年9月の台風18号に伴う豪雨では、後長根沢^{うしろながねさわ}（弘前市）で土石流が発生しましたが、砂防堰堤により土石流を捕捉し、下流域への被害を未然に防ぎました。

■土砂災害を防ぐために

①砂防事業

県内には、土石流危険渓流（土石流により多大な被害を発生させる可能性のある渓流）が645渓流存在しており、これまでに約30%の渓流で対策工事に着手しています。

砂防事業では砂防堰堤、床固工などにより土石流等の発生を未然に防ぎ、人々の安全な生活を守っています。

〔事業実施箇所：大鰐町蔵館沢 ほか38箇所〕



●茂市沢火山砂防事業（田子町）平成30年度概成

②地すべり対策事業

県内には、「地すべり危険箇所」（地すべりにより多大な被害が発生する可能性のある箇所）が64箇所存在し、その内約30%の箇所において対策工事に着手しています。地下水排除工、横ボーリング工等の対策工事により、地すべりの発生を防いでいます。

〔事業実施箇所：黒石市温湯区域 ほか1箇所〕

③急傾斜地崩壊対策事業

県内には、「急傾斜地崩壊危険箇所」（がけ崩れにより多大な被害が発生する可能性のある箇所）が1,318箇所存在し、毎年、梅雨期や台風の豪雨時により多くのがけ崩れが発生しています。

今後も住民の生命・財産を守るため、緊急性の高い箇所から対策を実施していきます。

〔事業実施箇所：青森市川部区域 ほか18箇所〕



●万年坂区域急傾斜地崩壊対策事業（深浦町）事業中

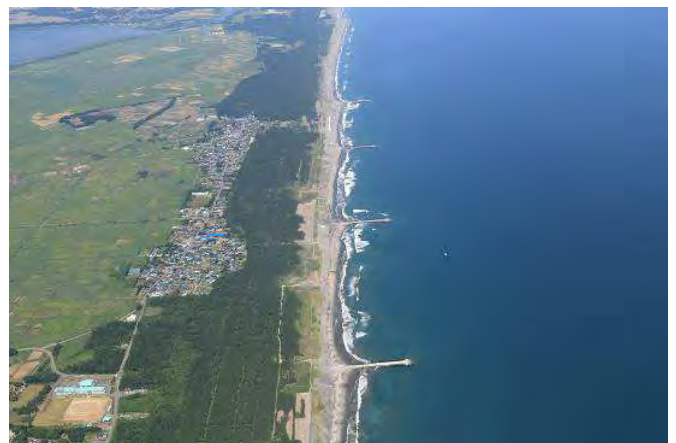
6. あおもりの海岸

■海岸事業

青森県の海岸は、沿岸の特性別に、津軽海峡に面した津軽半島と日本海に面した「津軽沿岸」、陸奥湾内の「陸奥湾沿岸」及び津軽海峡に面した下北半島と太平洋に面した「下北八戸沿岸」の3沿岸に分けられます。

ほとんどの海岸で冬季風浪などによる海岸侵食が進んでいるほか、地震による津波や台風等による高潮、高波の危険にさらされています。

このため、沿岸毎の地域特性を生かし、文化的、風土的に良好な海岸空間を創造し地域住民の生活環境の向上を図る各種事業を積極的に進めています。



●三沢海岸の保全施設（ヘッドランド）

令和元年度実施海岸事業

- 侵食対策事業：計2海岸（烏沢海岸、三沢海岸）
- 海岸堤防等老朽化対策緊急事業：計3海岸（口広海岸、石崎海岸、稲崎・入口海岸）
- 津波高潮危機管理対策緊急事業：計1海岸（百石海岸）

7. 速やかな災害復旧

■災害復旧事業

災害復旧事業とは、県及び各市町村が維持管理する河川・海岸・砂防及び道路等の公共土木施設において、暴風・洪水・地震その他異常な天然現象による被害が生じた際に、被害を受ける前の状態に速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する事業です。

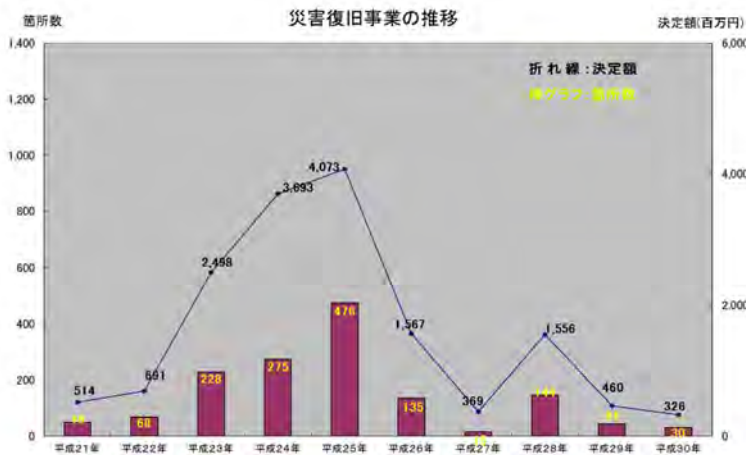
■平成30年発生災害の概要

平成30年に発生した公共土木施設災害については、5月17日から19日にかけての豪雨、8月14日から17日にかけての豪雨、9月30日から10月1日にかけての台風24号と計3回の異常気象に見舞われました。

これらの被災箇所につきましては、災害査定において、箇所数30箇所（港湾、公園を除く）、災害決定額約3億3千万円の採択を受けました。

平成30年度は、過去10カ年で2番目に少ない被害となっています。

◆過去10カ年の災害復旧事業の推移



■改良復旧事業

改良復旧事業とは、災害復旧事業により、被害箇所を原形に復旧するだけでは事業の効果が得られない場合、未災箇所を含む一連区間の再度災害防止と安全度の向上を図るため行う事業です。

●H30 災 尾別川 右岸欠壊状況(中泊町)



●H30 災 松代町陸奥赤石停車場線 崩落状況(鱒ヶ沢町)



8. いざという時のために

■水防活動“どんな川でも油断は禁物”

堤防を造り、川幅を広げて、河川の改修を進めても、川は絶対安全とはいえません。予想以上の大雨が降れば時折、洪水という形で私たちの暮らしを脅かします。この洪水から私たちの生命や財産を守る活動が水防です。

そのため、河川の雨量、水位などの各種情報をいち早く集め、各市町村の水防団の活動を迅速かつ的確に行うために「河川砂防情報提供システム」を運用しています。

●青森県河川砂防情報提供システム

PC <http://www.kasensabo.bosai.pref.aomori.jp/>
 携帯 <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/mobile/>
 スマートフォン <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/smart/>

この情報等を基に、台風、高潮、大雨等の非常時には被害を最小限に抑えるため、各種連絡システムによる水防体制を確立しています。

【県内の指定水防管理団体 32団体（水防団員約17,000人）】
 【県内の水防倉庫数（直轄保管場所含む） 117棟】

■土砂災害警戒情報で早めの避難を

土砂災害警戒情報とは、大雨警戒発表中に土砂災害（土砂流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊）の危険度が高まった市町村ごとに発表する情報です。市町村が行う防災活動や避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるように支援し、住民の自主避難の判断などに利用できる事を目的としています。

●水害・土砂災害～携帯メールで避難準備を～

P C <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/email-de-hinanjunbi.html>

■土砂災害防止法による警戒区域等について

土砂災害防止法に基づき、土砂災害から県民の生命・身体を保護するため、「土砂災害により危害を受けるおそれのある土地の区域」を明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限をするほか、建築物の構造規制等のソフト対策を推進します。

■洪水浸水想定区域図

水防法第14条の規定により、これまで洪水時に相当な被害を生じるおそれのある洪水予報河川及び水位周知河川（堤川など35河川）について、河川整備において基本となる計画降雨で氾濫した場合の「浸水想定区域」を指定・公表していましたが、平成27年度の水防法の一部改正により、想定し得る最大規模の降雨で氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、公表することとなりました。

これに基づき、県ではこれらの河川について、順次、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定、公表していくとともに、浸水が想定される区域と水深に加え、想定される浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域も公表します。

なお、洪水浸水想定区域は、当該区域に含まれる市町村に通知され、これに基づき当該市町村は、洪水ハザードマップを作成することとなります。

●洪水浸水想定区域図について

PC <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/kouzuishinsuisoutei.html>

■津波浸水想定

津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。）の設定及び公表は、津波防災地域づくりに関する法律第8条で規定されています。

現在、全ての沿岸について津波浸水想定の設定を終え、これを公表しています。

●津波浸水想定の設定

PC <http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/tunami-sinsuisoutei.html>

■土砂災害警戒区域等マップ及び危険箇所図

突然発生する土砂災害に対しては、土砂災害警戒区域等を把握して、日頃の注意が必要です。当県では平成22年度に1巡目の区域指定が済み、平成23年度から見直し調査（更新作業）を順次進めております。

警戒区域等は、区域のある市町村、地域県民局地域整備部及び県庁河川砂防課で公示図書により確認できます。

また、ホームページでも公開しています。

（※最近指定した区域については公開が遅れる場合があります）

●土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について

P C http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sabo_keikaikuiki.html

●土砂災害警戒区域等マップ

P C <http://www.sabomap.jp/aomori/>

●土砂災害危険箇所図

P C <http://www.pref.aomori.lg.jp/kasen/bousai/sabo/doshamap/index.html>

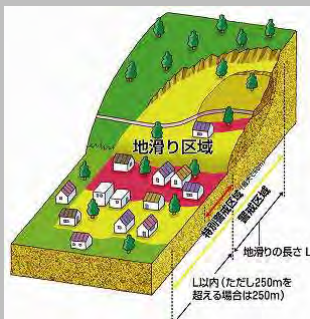
◆土砂災害警戒区域等の指定

■土砂災害警戒区域

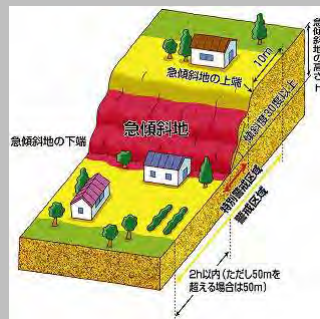
住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

■土砂災害特別警戒区域

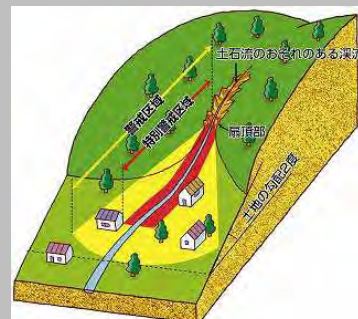
建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域



地すべり



急傾斜地の崩壊



土石流

9. 令和元年度の事業概要

①河川事業

交付金事業としては、馬淵川ほか8河川で広域河川改修事業、天田内川ほか3河川で総合流域防災事業(河川改修)、五戸川ほか1河川で地震・高潮対策河川事業を実施します。

県単独事業としては、河川改良事業や河川維持管理事業等を実施します。

②ダム事業

駒込ダム建設事業を推進するほか、現在までに完成した9ダムの維持管理事業等を実施します。

③砂防事業

三戸町泉山沢ほか25溪流で通常砂防事業、青森市目倉石沢ほか8溪流で火山砂防事業、北南中村沢ほか3溪流で総合流域防災事業(砂防)を実施します。

④地すべり対策事業

黒石市温湯区域ほか1箇所地すべり対策事業を実施します。

⑤急傾斜地崩壊対策事業

青森市川部区域ほか18箇所において急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

⑥海岸事業

交付金事業としては、烏沢海岸及び三沢海岸で侵食対策事業、百石海岸で津波高潮危機管理対策緊急事業、口広海岸及び石崎海岸、稲崎・入口海岸で海岸堤防等老朽化対策緊急事業を実施します。

県単独事業としては、海岸維持事業を実施します。

⑦ふるさとの森と川と海の保全及び創造推進事業

ふるさと環境守人委嘱、河川・海岸におけるふるさとの水辺サポーター制度の推進等を実施します。

■むつ小川原港

石油国家備蓄基地や核燃料サイクル施設等のむつ小川原開発の拠点となる開発港湾です。低レベル放射性廃棄物の受け入れ、砂等の建設資材の移出に利用されています。



●むつ小川原港

■七里長浜港

津軽地域の拠点港となる港湾であり、石灰石や砂利・砂等の建設資材が主な取扱貨物となっています。静穏度確保のため防波堤の整備が平成31年3月に完了しました。



●七里長浜港

■大湊港

下北開発を担う港湾として、特定地域振興重要港湾に選定されています。防災拠点としての避難緑地等が整備され、「みなとオアシス」にも認定されており、地域の活性化に寄与しています。



●大湊港

■仏ヶ浦港

下北半島国定公園の名勝地「仏ヶ浦」観光における観光船の航行安全性の向上と観光船利用者の利便性向上を図り、地域活性化に資するため、防波堤等の整備を進めています



●仏ヶ浦港

■尻屋岬港

避難港に指定されている港湾です。石灰石やセメント製品の取扱いが盛んであり、取扱貨物量は県内の地方港湾の中で第一位となっています。



●尻屋岬港

■野辺地港

県内有数のホタテ養殖漁業基地として、船溜り等が整備されています。馬門地区においては、越波対策として離岸堤の嵩上げ工事を進めています。



●野辺地港

5. 空 港

【北東北の拠点空港を目指して】

担当：港湾空港課

1. 青森空港の概要

青森空港は、昭和 39 年 11 月に開港し、平成 26 年 11 月には、開港 50 周年を迎えました。主な経緯は昭和 62 年 7 月に滑走路 2,000m で新空港が開港し、平成 2 年 3 月には滑走路 2,500m で供用開始し、平成 17 年 4 月には冬期間の更なる安全性と確実性を確保するために滑走路 3,000m で供用開始しています。

また、平成 19 年 3 月には計器着陸装置の категория III が供用開始し、濃霧による欠航を改善されて利用者の信頼性・確実性が向上しました。

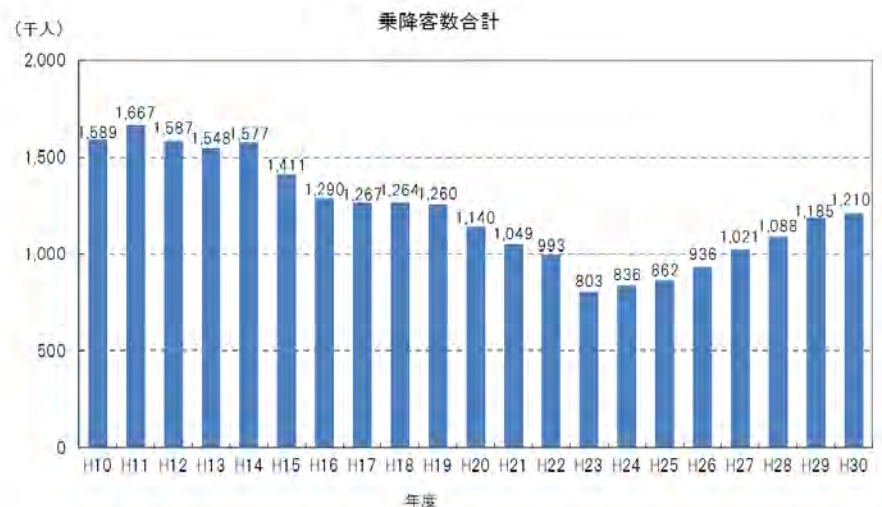
平成 27 年度には、青森空港の乗降客数が 6 年ぶりに 100 万人を突破しました。



◆青森空港の施設概要 (H31 年 4 月現在)

所在地	青森市大谷 ～ 浪岡王余魚沢地内
標点の位置	北緯 40 度 44 分 00 秒 東経 140 度 41 分 19 秒 標高 198.1m
管理面積	A=242ha
基本施設	着陸帯 3,120×300m 滑走路 3,000×60m エプロン大型 (3 バース) 中型 (1 バース) 小型 (2 バース)
無線施設	ILS (カテゴリー III) VOR/DME

◆青森空港の乗降客数推移



2. 高速交通基盤の拠点としての青森空港

令和元年5月現在、青森空港発着の定期便は、平成26年7月に大阪線・札幌線がダブルトラック化、平成29年5月に天津線が就航し、国内線は4路線、国際線は2路線が就航しています。

国内各地域及び世界を結ぶ高速交通基盤の拠点としての重要な役割を担っています。

◆青森空港からの航空路線図



3. 計器着陸システム「CAT-IIIb」

○カテゴリーとは

計器着陸装置(ILS)による進入方式は、視界が悪い時でも地上からの電波によって航空機を誘導するシステムであり、その精密さのランクをカテゴリー(CATと表記)で表し、CAT-IからCAT-IIIに分類されます。さらにCAT-IIIはIIIa、IIIb、IIIcに分かれています。

○地方管理空港初のCAT-III

現在、国内の空港では成田国際空港、中部国際空港、広島空港、釧路空港、熊本空港がCAT-IIIbで運用されており、青森空港では、平成19年度よりCAT-IIIaで運用され、国内4番目、地方自治体が設置・管理する地方管理空港としては初めてのCAT-IIIを運用する空港となっています。

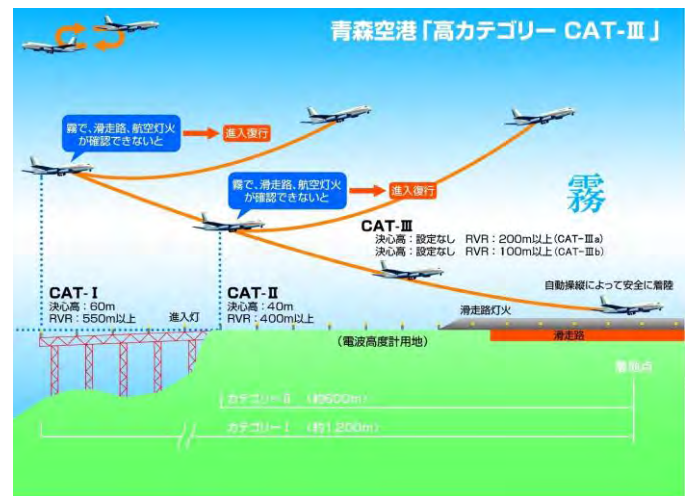
現在は、平成24年7月からCAT-IIIbに格上げされ、運用しています。

○その効果は

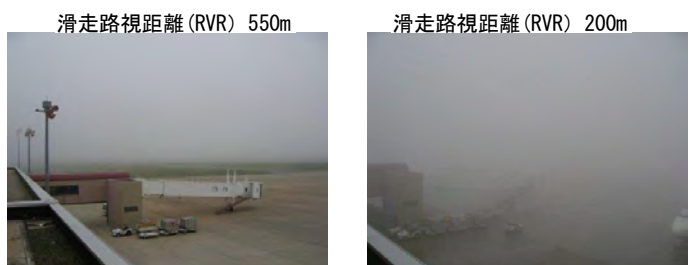
これまでは滑走路視距離(RVR)が550m必要でしたが、現在は100mで着陸可能となりました。

濃霧が発生する4月～12月において、CAT-III供用前の5年平均では、濃霧により110便が欠航していましたが、平成19年の供用後、濃霧による欠航便数がCAT-III対応機についてはゼロとなり、効果が存分に発揮されています。

CAT-IIIbのイメージ



滑走路視距離(RVR)のイメージ



	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
CAT-IIIによる欠航回避便数	117	110	133	88	188	148	77

6. 都市計画

【みんなでつくる すみよいまち】

担当：都市計画課

1. 都市計画

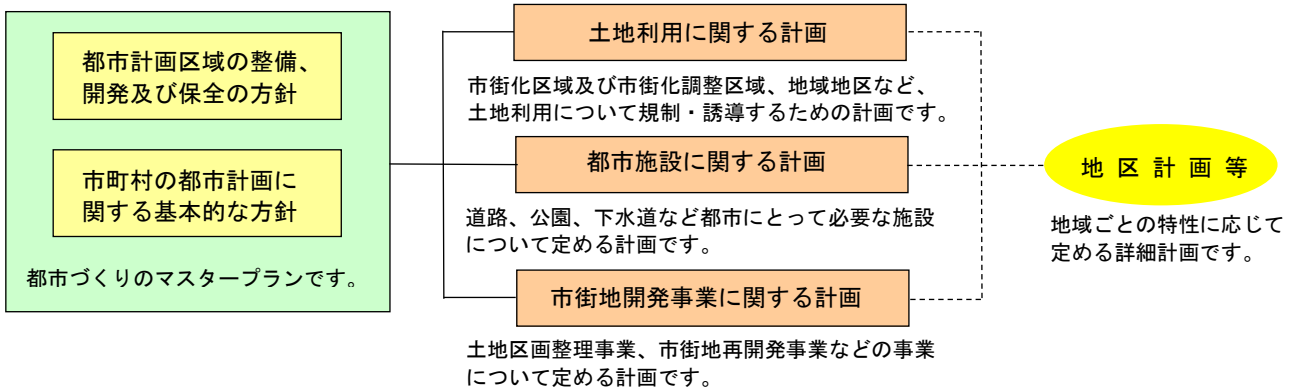
土地の利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を進めています。

魅力あるまちづくりを進めるため、市町村や県が住民のみなさんの意見を聴いた上で定めています。

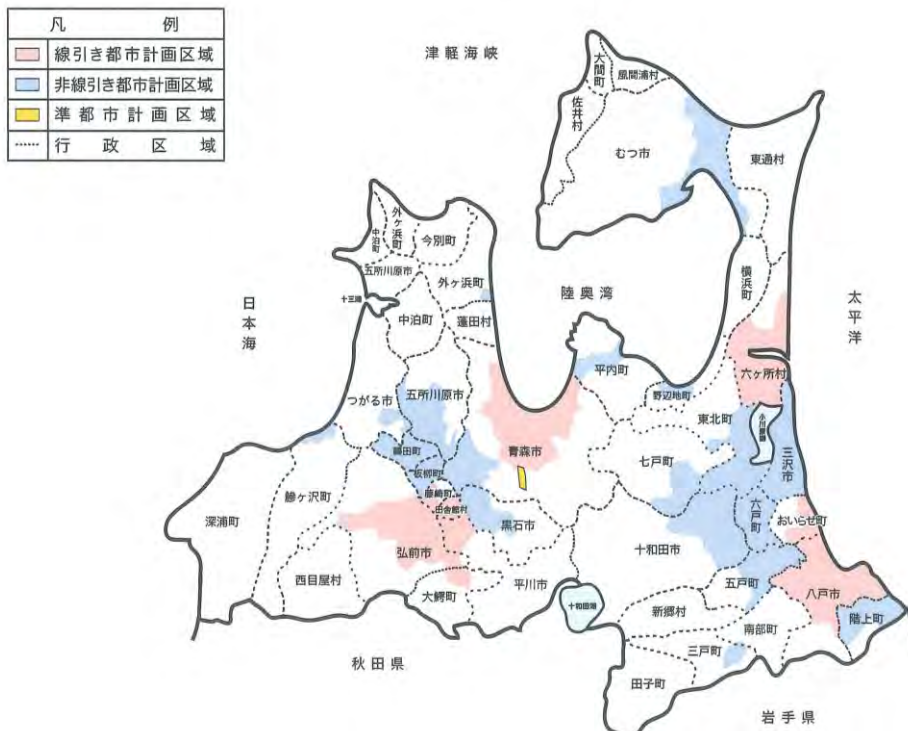
■都市計画の基本方針

魅力あるまちづくりを進めていくためには、都市全体を将来どのようにしていきたいかを具体的に構想し、それを実現するため土地利用の規制・誘導、都市施設の整備などを計画的に行うことが重要です。このため、都市計画のマスタープラン（「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）が大きな役割を担います。

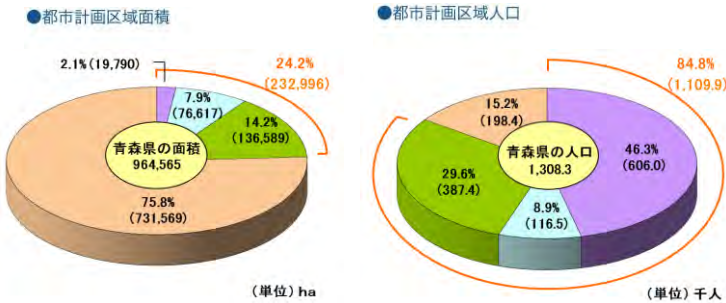
◆都市計画の体系



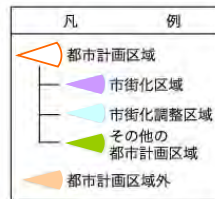
◆都市計画区域図



◆都市計画区域の面積と人口



都市計画区域について、都市計画区域面積は、平成 31 年 3 月末現在。人口は、平成 27 年国勢調査による。



2. 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分

一般に「線引き」と呼ばれている制度で、都市計画区域を、既成市街地の区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化すべき区域である「市街化区域」と、当面市街化を抑制すべき「市街化調整区域」とに区分するものです。これは、無秩序な市街地の拡大を防止して計画的な市街地の形成を図るもので、市街化調整区域では例外的なものを除いて宅地開発や建築が厳しく制限され、この区域区分を定めた都市計画区域を「線引き都市計画区域」定めていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」といいます。

この線引きは、都市計画区域マスタープランにおいて、その都市計画区域に線引きが必要かどうかを判断することとなります。

臨港地区など多くの種類があります。

これらを決定した後は、建築確認などの手続をとおして規制・誘導を行い、計画の実現を図ります。

◆主な用途地域 (13 種類から抜粋)

第一種低層住居専用地域



高さの低い住宅の良好な環境を守るための地域です。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。

第一種住居地域



住宅の環境を守るための地域です。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所など商業等の利便の増進を図る地域です。

準工業地域



主に軽工業等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。住居、店舗等は建てられません。

◆線引き都市計画区域・非線引き都市計画区域の決定状況

線引き 都市計画区域	青森 (青森市、藤崎町)、弘前広域 (弘前市、藤崎町、大鰐町、平川市、田舎館村)、八戸 (八戸市、おいらせ町)、六ヶ所 (六ヶ所村)
非線引き 都市計画区域	浪岡 (青森市)、黒石 (黒石市)、五所川原 (五所川原市)、十和田 (十和田市)、三沢 (三沢市)、むつ (むつ市)、つがる (つがる市)、平内 (平内町)、蟹田 (外ヶ浜町)、鱒ヶ沢 (鱒ヶ沢町)、板柳 (板柳町)、鶴田 (鶴田町)、野辺地 (野辺地町)、七戸 (七戸町)、六戸 (六戸町)、上北 (東北町)、東北 (東北町)、三戸 (三戸町、南部町)、五戸 (五戸町)、階上 (階上町)

3. 地域地区

市街地及び市街地が見込まれる区域において、活発な都市活動や良好な都市環境を維持するため、建築物の用途や構造の制限、あるいは開発行為の制限などを行う地域や地区を定めるものです。

最もよく知られているのが用途地域で 13 種類ありますが、このほかにも風致地区、防火・準防火地域、

4. 都市施設

都市施設とは、交通施設 (道路、都市高速鉄道、駐車場等) や公共空地 (公園、緑地等)、供給処理施設 (水道、下水道等) などの都市における生活や都市機能を維持していくために必要な施設です。このような施設のうち必要なものを都市計画で定めています。

5. 都市計画事業

■街路事業

都市生活の骨格となる街路の整備を行います。

街路…都市計画法に基づいて都市施設として決定された道路（都市計画道路）のうち、都市計画事業として整備される道路

◆整備状況

(km)

全国 (H29.3)	計画	71,998	
	改良済	46,486	(改良率 64.6%)
青森県 (H29.3)	計画	1,184	
	改良済	663	(改良率 56.0%)

資料：都市計画年報

●都市計画道路 3・4・3号 中央町金矢線（三沢市）



H28年度供用開始

●都市計画道路 3・4・24号 筒井大矢沢線（青森市）



H28年度完了

■土地区画整理事業

計画的に住みやすい街をつくるために、建物が建つ敷地とこれを支える道路や公園などの公共施設を一体的に整備します。

本県では現在地方公共団体施行により1地区で事業が進められています。

◆土地区画整理事業実績

(ha)

	区画整理着工市街地	その他市街地
全国 (H29.3)	395,303.7 (21.2%)	1,468,788.4 (78.8%)
青森県 (H29.3)	4,249.1 (14.7%)	24,609.2 (85.3%)

※市街地は、都市計画法上の市街化区域及び用途地域
資料：都市計画年報

◆青森県着工実績

(ha)

H27	3,977.5 (73地区)	271.6 (5地区)
H28	3,977.5 (73地区)	271.6 (5地区)
H29	4,095.0 (75地区)	154.1 (3地区)
H30	4,152.4 (77地区)	96.7 (1地区)

■ 施行済 □ 施行中 (ha)

●弘前駅前北地区土地区画整理事業（弘前市）



■都市再生整備計画事業

市町村が、その自主性・裁量を十分に発揮し、地域の状況に応じたまちづくりを実施することができる市町村主体の事業です。本県では現在、5市町村8地区において、事業が進められています。

●地域生活基盤施設【広場】（八戸市）



7. 都市公園

【豊かなみどりでつづる青い森計画】

担当：都市計画課

1. 都市公園の役割

都市公園は、健康で文化的な都市環境を形成するうえで不可欠、かつ重要な都市内の空間であり、都市での生活に対して潤いや憩いを提供するほか、周辺環境への負荷の軽減や、暮らしの中における安全・安心の確保、少子・高齢化への対応など、多様かつ総合的な調整機能を担っています。

また、災害時には、避難地や避難路及び火災の延焼を遮断する空間としての機能を発揮するほか、被災者の救援活動の拠点となるなど、重要な施設として活用されます。

2. 都市公園の種類

都市公園にはいろいろな種類がありますが、概ね以下のように分類されます。

住区基幹公園	半径 1km 程度の徒歩圏内に住む人々が利用する概ね 10ha 未満の比較的小規模で身近な公園です。 ・青い森公園、館鼻公園、水源地公園など
都市基幹公園	市町村全域の住民が、休養、鑑賞、散歩、遊戯、運動などに利用する概ね 10ha～75ha の中規模な公園です。 ・鷹揚公園、こどもの国、いちよう公園など
大規模公園	複数の市町村に住む広範囲の住民が利用する概ね 50ha 以上の大規模な公園です。 ・青森県総合運動公園 ・新青森県総合運動公園 ・大鰐あじやら公園
その他	緩衝緑地、緑道、広場、動植物園、風致公園等それぞれの目的に応じて設置される公園です。 ・猿賀公園、中央アップルモール、駅前公園、三本木霊園など

◆青森県の主な都市公園◆



3. 整備方針

都市部における快適な緑環境を確保するとともに、子どもや高齢者、障害者など、公園を利用する全ての人々が共に楽しみ、憩い、安らぐ空間を提供するため、日常生活に密着した比較的小規模な公園や、レクリエーション活動、自然散策、運動などを行う中規模な公園、及び、歴史や文化の情報発信、全国レベルや国際規模の競技大会に必要な、地域の特色を活かした大規模な公園等の整備を行います。

大規模公園【県営】



●青森県総合運動公園（全景：青森市）



●青森県総合運動公園（遺跡区域：青森市）

4. 県営都市公園の概要

公園名	公園種別	都市計画決定面積	開園面積	備考		
青い森公園	近隣	1.8ha	1.8ha	S60年6月一部開園 H6年12月開園		
青森県総合運動公園	広域	74.8ha	66.0ha	未供用区域(8.8ha)	遺跡区域計画面積42.1ha 総合芸術パーク計画面積32.7ha	
				遺跡区域(三内まほろばパーク)		H7年10月開園、H14年11月縄文時遊館開館
				芸術区域		H18年7月開園、青森県立美術館開館
運動施設区域			(20.1ha)	S53年2月開園		
新青森県総合運動公園	広域	86.0ha	62.6ha	H15年1月 27.9ha 開園(青い森アリーナ等) H21年4月 31.5ha 追加開園(多目的広場等) H24年4月 3.2ha 追加開園(球技場) R元年9月(予定) 18.4ha 追加開園(陸上競技場)		
計3箇所		162.6ha	130.4ha			

都市基幹公園



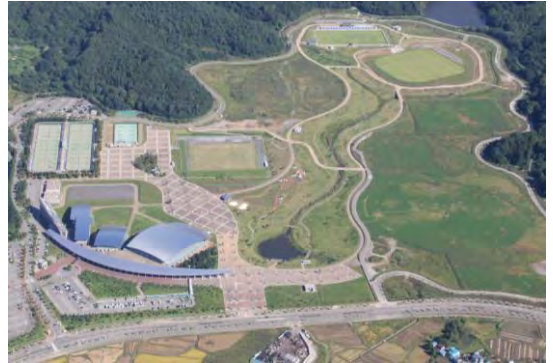
●鷹揚公園(弘前市)

その他(緑道)



●中央アップルモール(板柳町)

大規模公園【県営】



●新青森県総合運動公園 整備中(青森市)

住区基幹公園【県営】



●青い森公園(青森市)

住区基幹公園



●館鼻公園(八戸市)

その他(広場)



●新青森駅前公園(青森市)

8. 下水道

【すてき 快適 青い森の下水道】

担当：都市計画課

下水道は、家庭や工場から排出される汚水を処理場で浄化して川や海に放流することにより、公共用水域の水質保全を図ります。

また、トイレの水洗化により、清潔で快適な生活環境を確保します。

さらに、雨水を速やかに川に排除することにより、街を浸水の被害から守る役割も担っています。

このように、下水道は、私たちの日常生活に不可欠な都市基盤施設です。



●蟹田浄化センター（外ヶ浜町：平成24年度供用開始）

1. 青森県の下水道事業実施状況

青森県の下水道は、昭和27年に青森市が事業に着手して以来、平成30年度までに県内40市町村のうち32市町村が事業を実施しています。

県事業としては、広域的かつ効率的に整備を進めるため、昭和54年度に岩木川流域下水道事業、昭和56年度に馬淵川流域下水道事業に着手し、それぞれ昭和62年度及び平成3年度に供用を開始しています。

また、日本の代表的な景勝地である十和田湖の水質を保全するため、昭和55年度に秋田県と共同で十和田湖特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成3年度に供用開始しています。

■青森県の下水道普及率

事業を実施した32市町村全てが供用開始しており、本県の下水道普及率は59.8%となっています。

しかし、市部の普及率67.2%に対して、町村部は34.7%と低いため、町村部での普及促進をめぐっています。

◆青森県と全国の下水道普及率の推移

年 度	S55	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H26	H27	H28	H29
全 国 (%)	30.0	42.0	49.0	58.0	66.7	72.7	77.0	77.6	77.8	78.3	78.8
青 森 県 (%)	9.6	20.5	27.4	36.2	45.7	52.2	57.0	57.8	58.5	59.2	59.8
う ち 市 部 (%)	—	32.6	40.3	49.9	57.5	60.3	64.4	65.3	66.0	66.7	67.2
う ち 町 村 部 (%)	—	0.7	5.0	11.5	23.7	26.4	32.2	32.8	33.4	33.9	34.7

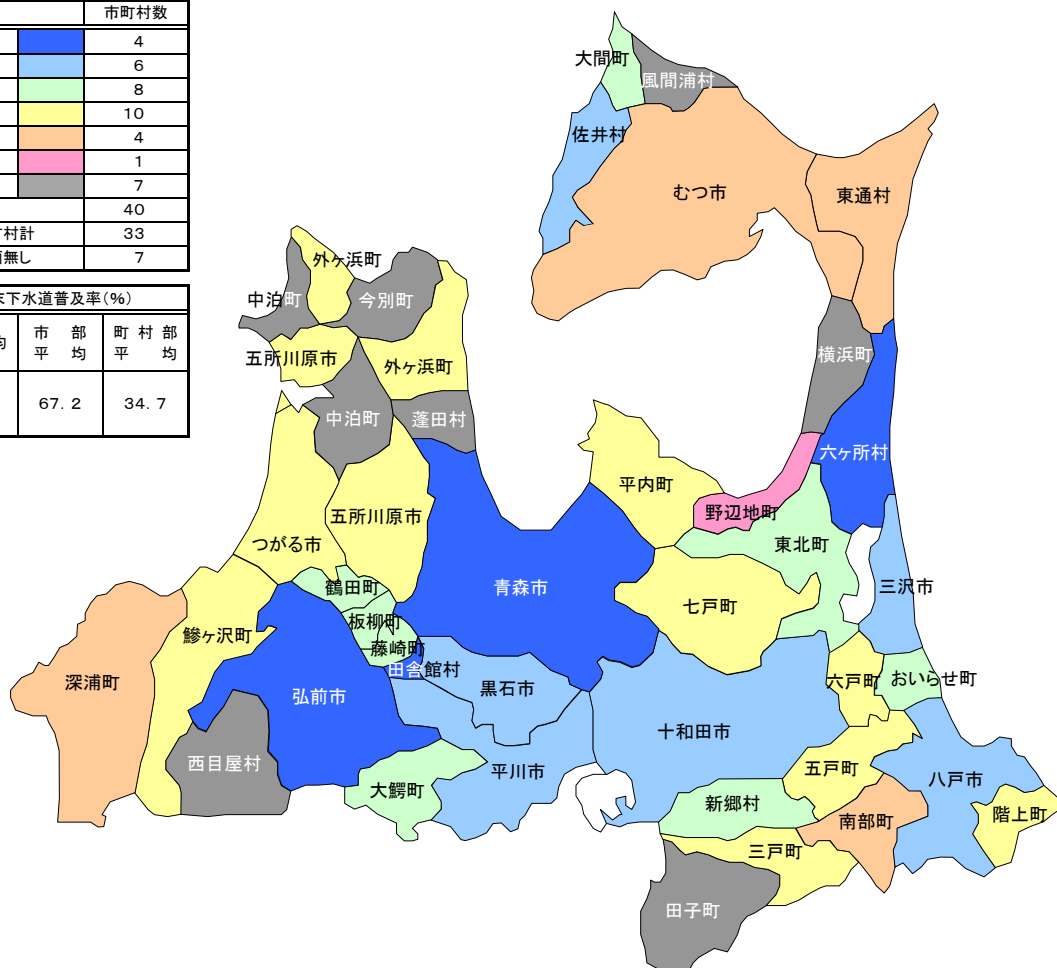
■整備方針

- ・快適で質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため整備を促進します。
- ・普及率の低い町村部における事業を重点的に推進し、県内における地域格差の解消に努めます。
- ・下水道施設の改築・更新にあたり、ストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの最小化に努めます。
- ・増加する下水汚泥の減量化・資源化を促進します。

◆青森県の下水道普及率（平成29年度末）

凡 例	市町村数
80%～100%	4
60%～80%	6
40%～60%	8
20%～40%	10
0%～20%	4
着手未供用	1
下水道以外で計画	7
市町村計	40
うち着手済市町村計	33
うち下水道計画無し	7

平成29年度末下水道普及率(%)			
全国平均 (H29末)	県平均	市部平均	町村部平均
78.8	59.8	67.2	34.7



2. 令和元年度主要事業

■岩木川流域下水道事業

岩木川流域下水道では、関連する全8市町村で供用を開始しており、耐用年数を経過し老朽化した設備の更新工事等を行います。

■馬淵川流域下水道事業

馬淵川流域下水道では、関連する全4市町で供用を開始しており、耐用年数を経過し老朽化した設備の更新工事等を行います。

■十和田湖特定環境保全公共下水道事業

十和田湖特定環境保全公共下水道では、将来の改築更新費や維持管理費の削減を目的として、幹線管渠のルート変更を行います。

■都道府県代行制度

これまでに9市町村（11処理区）が都道府県代行制度を活用しており、平成19年度で全市町村≪9市町村11処理区：五所川原市(旧市浦村)、十和田市(旧十和田湖町)、むつ市(旧川内町、旧脇野沢村)、つがる市(旧車力村)、平川市(旧碓ヶ関村)、外ヶ浜町(旧平館村、旧三厩村)、佐井村、深浦町(旧岩崎村)、新郷村≫において供用開始し、代行事業を完了しております。

■町村下水道事業緊急対策費補助

下水道普及率の低い町村部の整備促進を図る必要があることから、単独で下水道を整備している財政力の脆弱な町村に対して県が補助金を交付するものです。

令和元年度補助予定箇所：8町村

9. 景 観

【美しい景観づくり】

景 観 行 政

担当：都市計画課

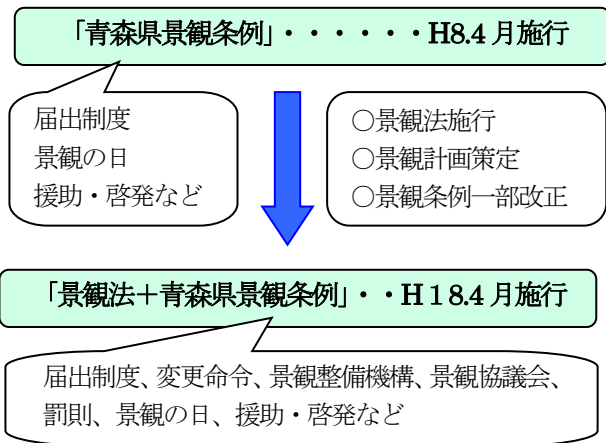
1. 良好な景観の形成のための仕組み

青森県では、平成8年4月1日に景観条例を施行し、この条例に基づき各種景観施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的とし、届出制度による緩やかな規制誘導や景観の日、援助啓発等ソフト事業についても規定しています。

県では、平成17年6月の景観法の全面施行を受けて「青森県景観計画」を策定するとともに、条例を一部改正し、平成18年4月1日から施行しました。

これにより、青森県では、景観法と景観条例の一体的な運用により景観施策を進めています。



2. 良好な景観の形成のための施策

(1) 行為の制限

◇大規模行為届出制度

一定規模を超える行為について、事前の届出を義務付け、基準との適合について審査を行っています。基準に適合しない行為には、「勧告」、「告知」、「公表」又は景観法の変更命令を行うことができます。

◇各種ガイドプラン

良好な景観の形成のための各種基準やその解説を冊子にとりまとめ、ガイドプランとして活用しています。

①大規模行為景観形成基準ガイドプラン

大規模行為に係る景観形成の基準及びそれを具体的に解説した冊子です。

②公共事業景観形成基準ガイドプラン

公共事業に係る景観形成基準及びその解説です。

③景観色彩ガイドプラン

大規模行為や公共事業等における、望ましい色彩の考え方や用い方をまとめた冊子です。



(2) 普及啓発事業

①「景観の日（6月1日）」を始めとする普及啓発

一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓発を図るため、「景観フォーラム」を開催し、ふるさとあおり景観賞の表彰や景観学習ゼミでの成果を展示しています。



②「ふるさとあおり景観賞」

県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ景観や屋外広告物、まちづくり活動等を表彰しています。



③景観学習ゼミ

景観の専門家を講師として小学校へ派遣する「景観学習教室」を開催しています。



④環境色彩セミナー

県・市町村職員、建築士、屋外広告物業者等を対象として、景観の重要な要素である色彩に関する研修会を開催しています。



(3) 援助その他の施策

①景観アドバイザーの派遣（技術的支援）

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、景観の専門家を助言者として派遣しています。

②公共事業景観研究会の開催（公共事業の景観形成）

公共事業における良好な景観の形成を目指し、担当者の景観形成に関する知識やノウハウのスキルアップを図るための研修会を開催しています。

③青森県景観計画策定ガイドラインの策定（市町村支援）

県内の市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定する際に参考となる手引き書を作成しています。

1. 屋外広告物規制の意義

屋外広告物は、街のにぎわいを演出したり、社会生活に必要な情報を提供してくれますが、無制限に表示されると自然や街のもつ美しさを損なうこととなります。また、適正な管理が行われないと倒壊や落下などによる思わぬ事故が発生することもあります。

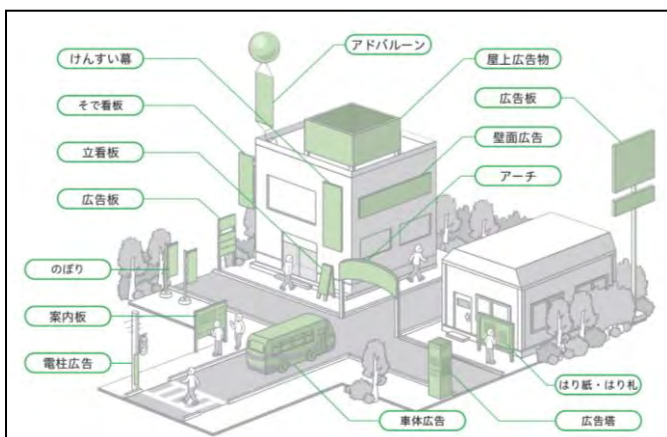
そこで、県では、「屋外広告物法」に基づく「青森県屋外広告物条例」により、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止などのため必要な規制を行っています。

なお、青森市、弘前市及び八戸市については、景観行政団体として独自の条例を制定し、地域の実情に即した規制を行っています。

2. 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物」をいいます。

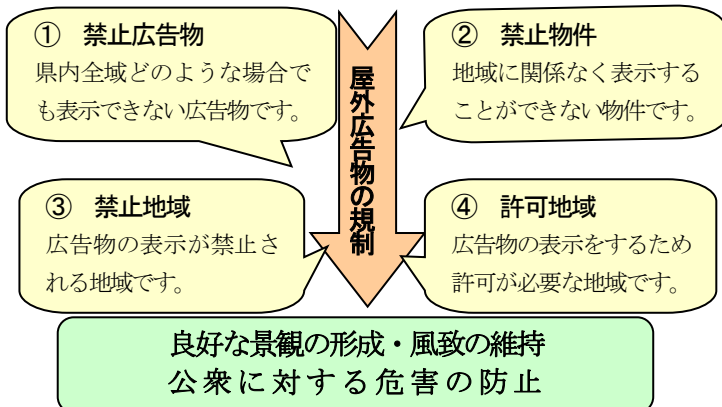
【街中の屋外広告物の一例】



3. 屋外広告物規制の概要

(1) 屋外広告物規制の4本柱

屋外広告物の規制は、大きく分けて次のような4つの柱に基づいて行っています。



(2) 屋外広告物規制の内容

① 禁止広告物

安全確保の観点から、著しく破損し老朽化したものや倒壊又は落下のおそれがある広告物については県内全域で表示等が禁止されています。

② 禁止物件

良好な景観の形成や安全上の問題から、次のような広告物については、表示等を禁止しています。
(主な例：橋りょう、トンネル、分離帯、街路樹、信号機、道路標識、送電塔、ガスタンク等)

③ 禁止地域

自然公園や住宅地、指定された路線の区間やそこから展望できる地域等については、広告物の表示等を原則として禁止しています。

④ 許可地域

都市計画区域、指定された路線の区間やそこから展望できる地域等については、許可を受けなければ広告物を表示できません。

4. 適用除外の屋外広告物

公共目的のものや社会生活を営む上で最小限必要な一定の広告物等については、屋外広告物に関する規制のうち一定の事項の適用を除外しています。

【適用除外の例】

- (1) 法令の規定により設置する広告物
- (2) 公職選挙法の選挙運動のための広告物
- (3) 管理用広告物（管理上必要な一定のもの）
- (4) 一時的な広告物（冠婚葬祭、集会等に一時的に表示するもの）
- (5) 移動する広告物（車両、船舶、航空機等に表示するもの）

5. 屋外広告物行政の執行体制

(1) 市町村の事務

県では、屋外広告物規制に関する事務権限を市町村に移譲しており、屋外広告物の表示等の許可を始めとした屋外広告物規制の実務は、各市町村が行っています。

(2) 県の事務

県は、屋外広告業の登録等屋外広告業に関する事務を行っています。また、研修会の開催等を通じて実務を行っている市町村を支援しています。



【市町村担当者研修会】

10. 市街地の整備と建築物に関する施策

担当：建築住宅課

1. 市街地の整備

■市街地再開発事業等

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を進めるとともに、市街地における高齢者、障害者等の利用に配慮した建築物の整備に努めています。



●中新町ウェスト地区（青森市）



●中新町センター地区（青森市）

■宅地建物取引業法

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施することにより、業務の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図っています。

◆宅地建物取引業の免許件数 （平成30年度実績）

新規	24
更新	201
計	225

◆宅地建物取引業者地区別免許業者数

（平成31年3月31日現在）

地区別	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原 つがる市	十和田市 三沢市	計
業者別	東津軽郡	中津軽郡	三戸郡	南津軽郡	北津軽郡	むつ市 上北郡 下北郡	
知事免許	218	101	167	28	42	135	691
大臣免許	3	3	5			1	12

◆宅地建物取引士登録者数

（平成31年3月31日現在）

登録者数	4,477 (114)
------	-------------

※（ ）内は平成30年度新規登録者数

■宅地開発の指導

都市計画法に定める一定の要件を備えた宅地開発が行われるよう、開発許可等を行っています。

（平成25年度実績）

開発許可	4件
------	----

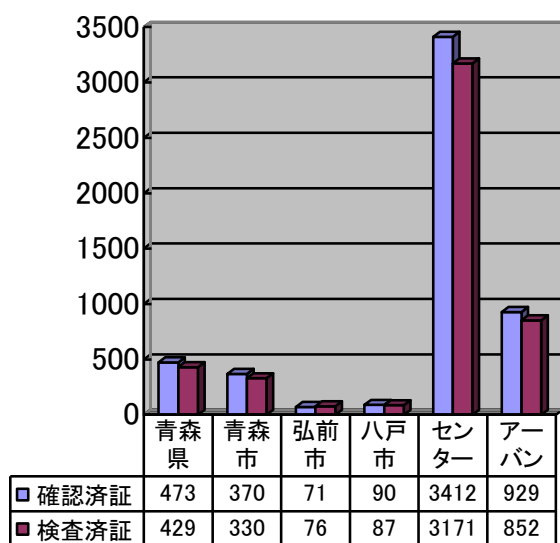
2. 建築物に関する施策

■建築確認及び検査の実施

建築物が建築基準法等に定める基準に適合するよう、建築確認、中間検査及び完了検査をしています。

実施機関は、青森県、青森市、弘前市、八戸市及び指定確認検査機関（知事指定：(株)建築住宅センター、(有)アーバン建築確認検査機関及び国土交通大臣指定）です。

◆確認済証及び検査済証交付数 (平成30年度実績)



※建築物・工作物・昇降機の合計値 (計画変更は含まない)

■特殊建築物に対する施策

不特定多数の人が利用する建築物及び工作物における事故及び災害を防止するため、建築所有者等に対して適正な維持管理が行われているかについて専門の技術者による調査、点検を定期的に行い、報告書を提出するよう義務付けています。

(平成29年度実績)

青森県	365件	青森市	128件
弘前市	111件	八戸市	219件

■建築物、宅地に関する応急危険度判定

大地震直後の建築物及び宅地に関し、余震等に対して安全かどうかを判定する震災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の準備を行っています。

■住宅・建築物の耐震性向上に関する施策

昭和56年以前に建築された、住宅及び大規模建築物に対する耐震改修事業等（耐震診断事業は住宅に限る）を実施する市町村に対し、補助を実施しています。

県内の木造住宅の耐震改修を促進するため、改修事例等を掲載した「青森県木造住宅耐震化マニュアル」等を作成し、耐震改修が必要な木造住宅や、改修の進め方、内容等について普及・啓発を行っております。



■がけ地近接等危険住宅移転事業

危険ながけ（崩壊、地すべり等）に近接する旧来の住宅に関し、その建物の除却費及び移転建物建設費等の借入金に対し、助成を行っています。

■高齢者・障害者に配慮したまちづくり

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定建築物の建築主等に対し、指導助言を行うほか、支援措置の前提となる計画認定の事務を実施しています。

■建築士に関する事務

建築士事務所及び建築士に対する講習会や立入検査を行い、業務の適正と建築物の質の向上を図っています。

なお、建築士の登録は指定登録機関である（一社）青森県建築士会、建築士事務所の登録は指定事務所登録機関である、（一社）青森県建築士事務所協会が平成22年度から実施しています。

1 1. 住 宅

担当：建築住宅課

1. 県営住宅の管理と整備

住宅に困窮する低額所得者が低廉な家賃で入居できる県営住宅について、入退去事務等の管理を行っています。（平成 18 年度からは一部を除き指定管理者制度を導入）

また、県営住宅の居住性向上・福祉対応・安全性確保や長寿命化を図るために「青森県県営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に建て替えや改善、維持修繕工事を行っています。

●小柳団地 建替事業（青森市）



●戸山団地 外壁等改修工事（青森市）



改修前



改修後

●広田団地 屋内設備改修工事（五所川原市）



改修前



改修後

2. 住宅リフォーム対策の推進

■相談体制の整備等

既存住宅ストックの良質化、中古住宅に関する情報提供の充実など流通市場の環境整備及び売買やリフォーム工事におけるトラブル防止等の必要性が求められています。

県内の相談体制の整備として、県機関及び市町村において相談窓口を設置しており、住宅リフォームに関する情報提供やトラブル件数の減少や悪徳業者対策等について取り組んでいます。

また、青森県住宅リフォーム推進協議会と連携して制度化した、「青森県すまいアップアドバイザー派遣制度」により、住宅リフォームに悩みや不安をもつ一般相談者の求めに応じ、リフォーム前などに専門家（建築士・増改築相談員）による現地調査・アドバイス・情報提供等を受けることができることとなっています。

（同派遣制度は、青森県居住支援協議会の実施する相談においても活用されています。）

■住宅リフォーム支援制度

住宅リフォームの増加による住宅産業の振興を図りつつ、既存住宅ストックの性能向上を進めるため、平成23年度からの3か年において「安全安心住宅リフォーム促進支援事業」として、耐震、省エネ、バリアフリー、克雪、防災の5分野の性能向上を行う持ち家のリフォーム工事費用の一部の補助を実施したところです。

平成24年度からは市町村が交付窓口となり、住民及び住宅事業者への補助事業の周知が地域で身近に行われるよう制度化し、市町村独自の事業展開への移行につながっています。

また、平成26年度から2か年において、耐震改修に補助を行う市町村に対し、補助額を増額できる制度として「青森県耐震リフォーム促進支援事業」を実施しました。

3. 高齢者向け住宅に関する施策

高齢者向けの良質な住宅を供給し、高齢者が安心して生活できる環境を実現するためのさまざまな制度を含んだ「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」が平成13年10月に施行されました。

■サービス付き高齢者向け住宅の登録

サービス付き高齢者向け住宅とは、「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

この制度は、高齢者が安心して生活できる住まいづくりを推進するために制定されました。

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えます。



12. 県有施設の整備

担当：建築住宅課

1. 県有施設の整備について

県有施設には単に行政サービスの場としてだけでなく、県民共有の資産であることから、防災拠点としての役割や、親しみのもてる潤いのある街づくりに寄与することなども求められており、このような社会的ニーズに対応するため、防災・環境・福祉・情報化など、各種施策に沿った施設整備を実施しています。

また、良好な品質確保のため、設計者選定にあたってはプロポーザル方式の採用を推進すると共に、五千万円以上の工事及び一千万円以上の設計業務発注については、価格と企業の技術力等を総合的に評価する総合評価落札方式を導入しています。

2. 営繕関連事業について

営繕関連事業は、知事部局、教育庁及び警察本部からの依頼により行っており、その業務内容は、県有施設の新增改築及び改修等の設計、工事監理等の委託業務並びに工事の執行となっています。

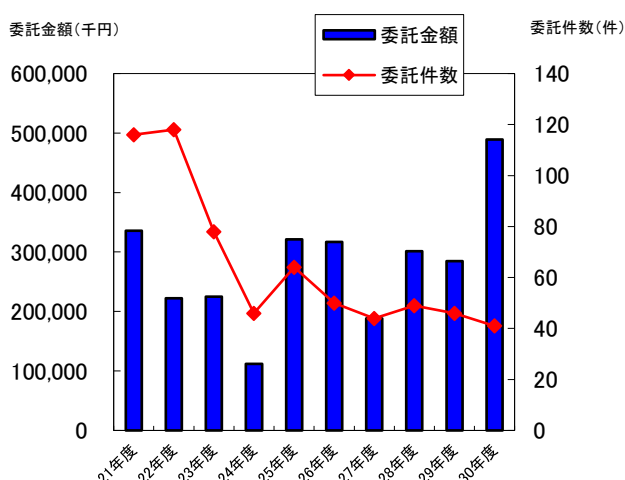
また、事業課が直接行う営繕関連業務において、要請があれば技術的な指導及び支援を行っています。

そのほか、築後30年を経過している建物が全体の半数を超え、施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、県有施設を常に適正に維持・保全ができるよう施設管理者への支援業務として「青森県県有施設保全マニュアル」及び「青森県建築物定期点検要領」の作成並びに県有施設の長寿命化を図るため「青森県県有施設長寿命化指針」等の作成に携わっています。

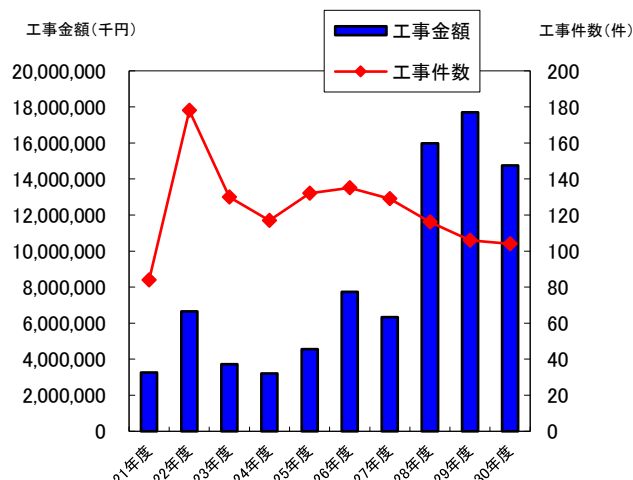
3. 営繕関連事業の推移

委託業務並びに工事の契約金額及び件数の年度別推移は下表のとおりです。

◆委託契約額・件数の年度別推移



◆工事契約額・件数の年度別推移



4. 令和元年度の営繕関連事業

令和元年度に建築住宅課が依頼を受けた工事及び設計業務等の営繕関連予算は、約90億6千3百万円となっており、主な業務は次のとおりです。

令和元年度 主な営繕工事

新規工事

小柳団地 4号棟建設工事

工期 R元.12~R3.7

工事場所 青森市小柳 4丁目 地内



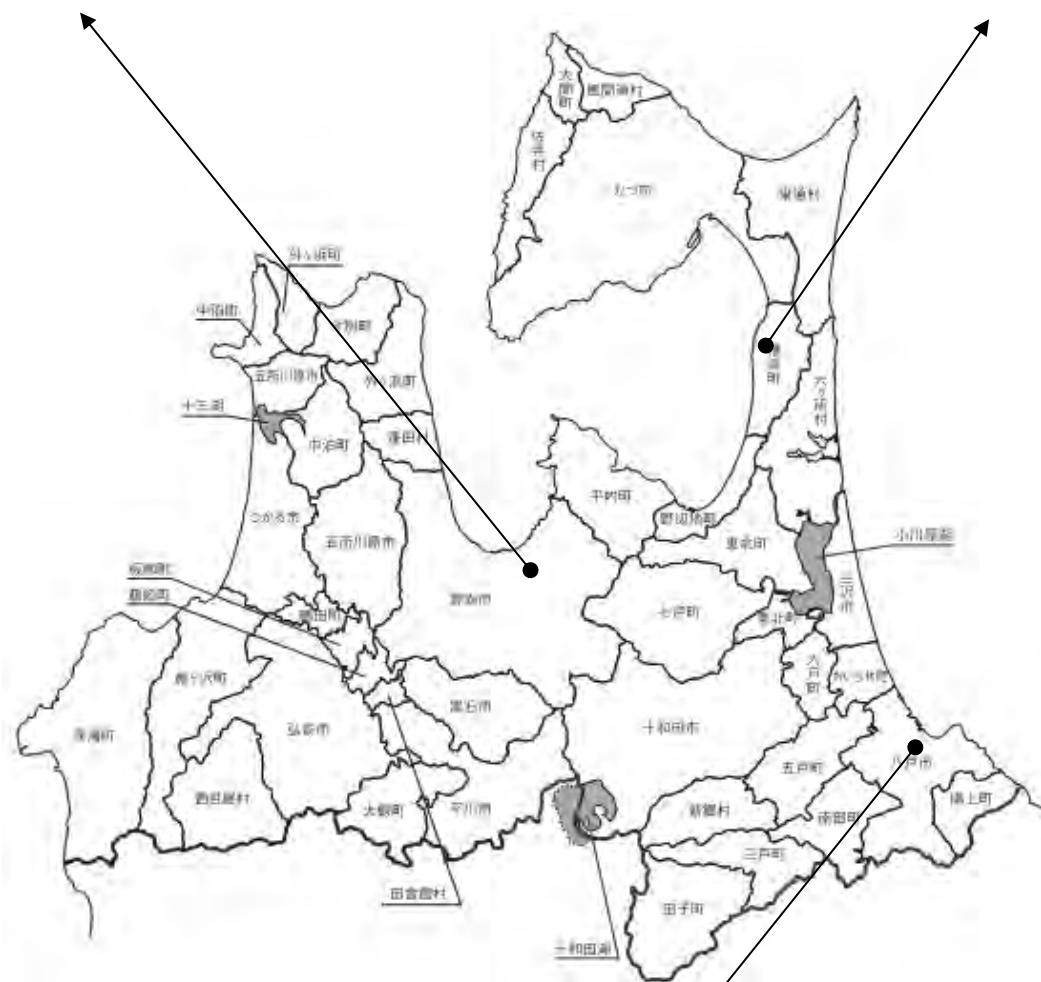
新規工事

道の駅よこはまエリア地方創生拠点事業

防災除雪ステーション及び防災備蓄倉庫新築工事

工期 R元~R2

工事場所 上北郡横浜町字林ノ後 地内



新規工事

八戸工業高等学校校舎改築工事

工期 R元~R5

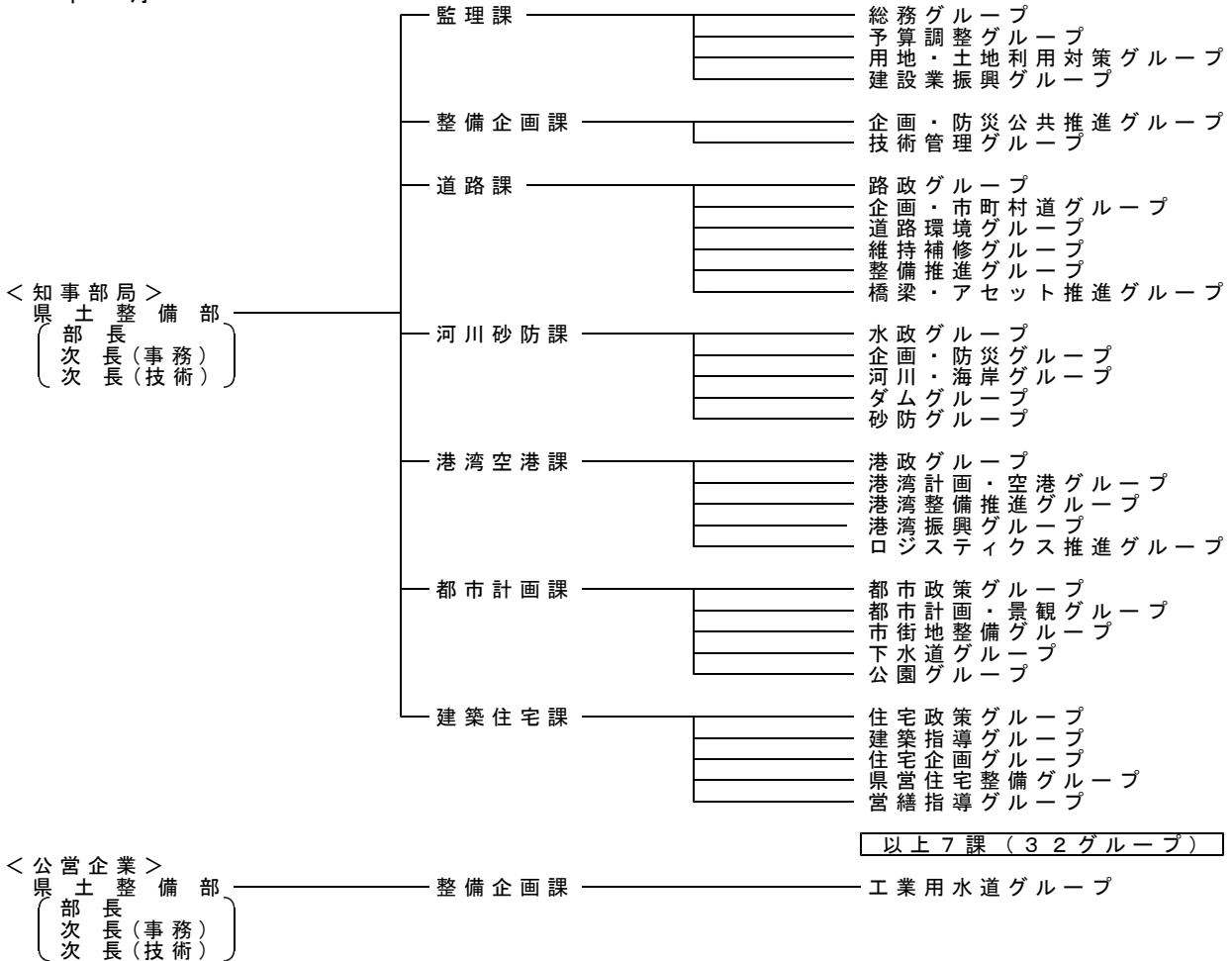
工事場所 八戸市江陽 1丁目 地内



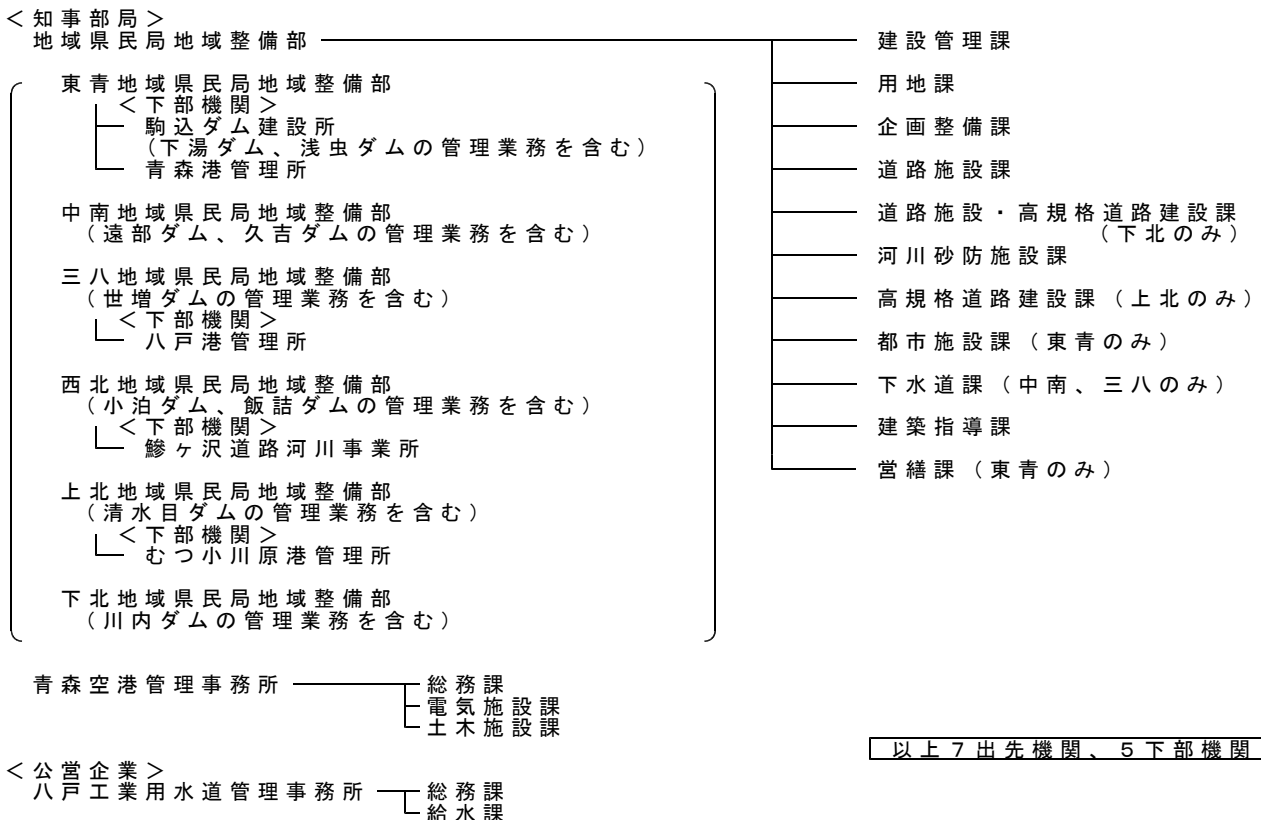
県土整備部の組織と予算

県土整備部の組織

■ 本 庁



■ 出 先



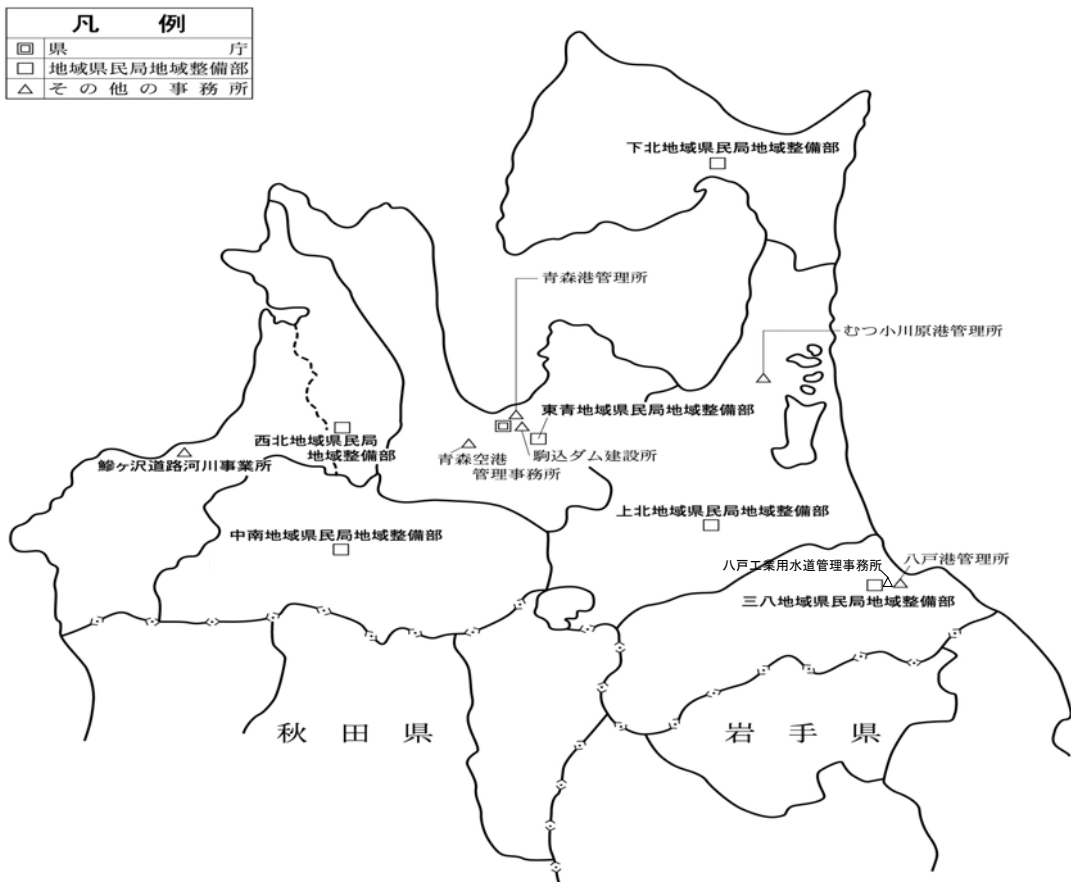
■本庁各課

監理課	TEL017-734-9635
整備企画課	TEL017-734-9643
道路課	TEL017-734-9648
河川砂防課	TEL017-734-9661
港湾空港課	TEL017-734-9673
都市計画課	TEL017-734-9679
建築住宅課	TEL017-734-9692

■出先機関

東青地域県民局地域整備部	TEL017-728-0200
駒込ダム建設所	TEL017-777-3812
青森港管理所	TEL017-734-4101
中南地域県民局地域整備部	TEL0172-32-0282
三八地域県民局地域整備部	TEL0178-27-5151
八戸港管理所	TEL0178-21-2280
西北地域県民局地域整備部	TEL0173-35-2105
鱒ヶ沢道路河川事業所	TEL0173-72-3135
上北地域県民局地域整備部	TEL0176-23-4311
むつ小川原港管理所	TEL0175-74-2344
下北地域県民局地域整備部	TEL0175-22-1231
青森空港管理事務所	TEL017-739-2121
八戸工業用水道管理事務所	TEL0178-28-1436

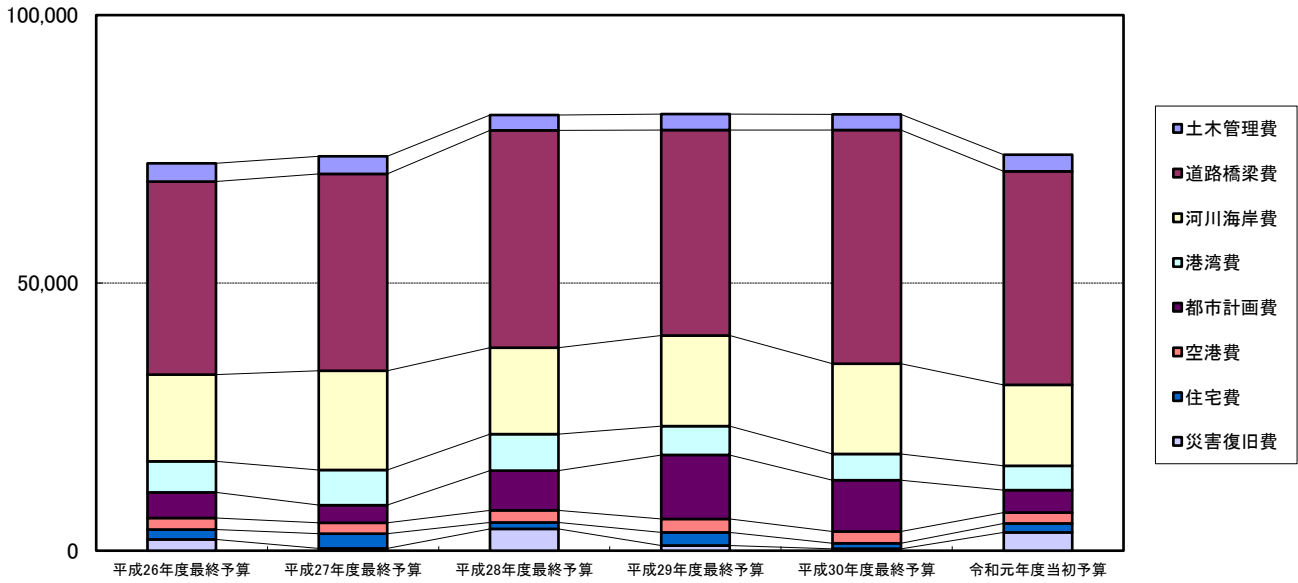
■出先機関管内図（知事部局）



県土整備部一般会計予算の推移

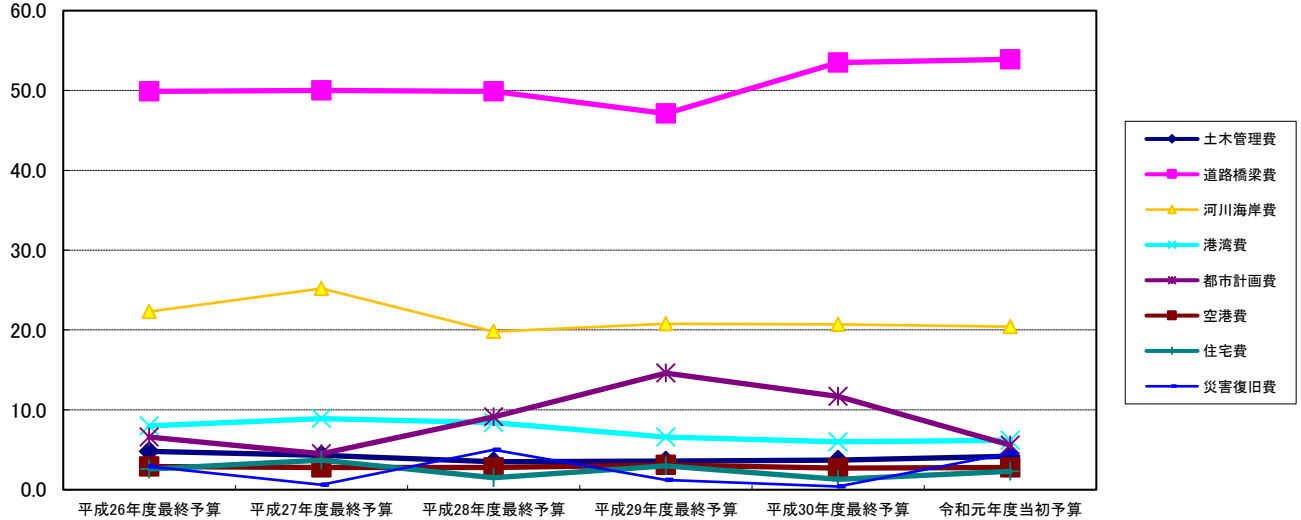
■一般会計予算の経費（項）別による予算の推移

単位：百万円



■一般会計予算の経費（項）別の構成比

単位：%

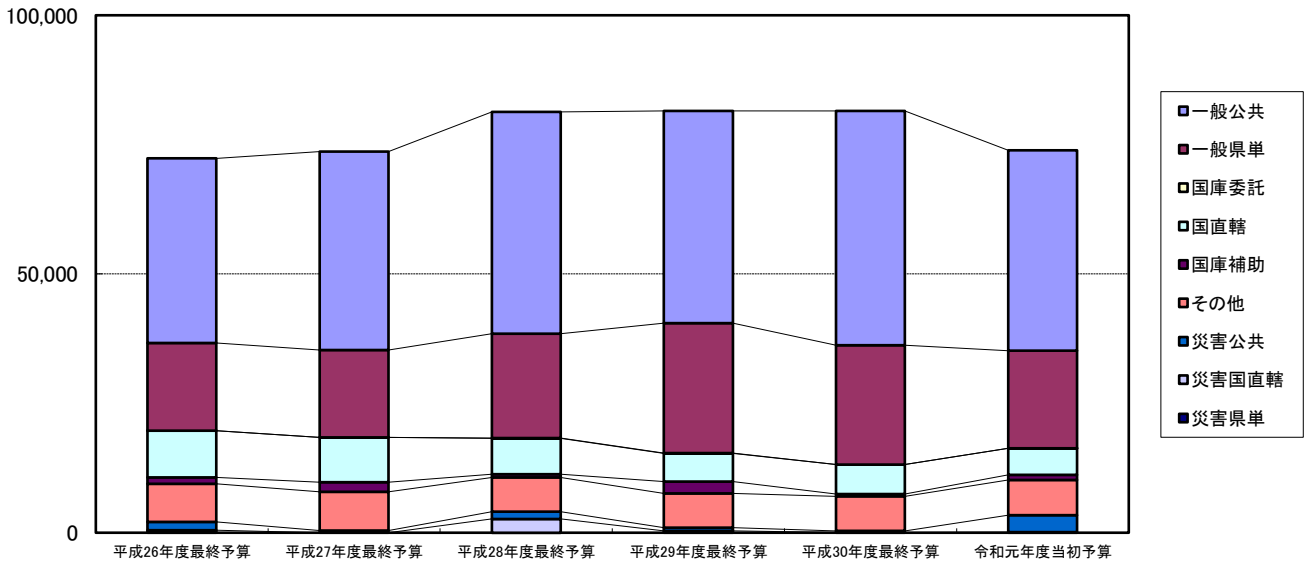


上段（単位：百万円）
下段（予算の構成比：%）

	平成26年度最終予算	平成27年度最終予算	平成28年度最終予算	平成29年度最終予算	平成30年度最終予算	令和元年度当初予算
一般会計	72,338 100.0	73,632 100.0	81,343 100.0	81,517 100.0	81,496 100.0	73,927 100.0
土木費	70,268 97.1	73,215 99.4	77,281 95.0	80,545 98.8	81,152 99.6	70,507 95.4
土木管理費	3,401 4.8	3,268 4.3	2,849 3.5	2,980 3.6	2,985 3.7	3,096 4.2
道路橋梁費	36,076 49.9	36,781 50.0	40,591 49.9	38,357 47.1	43,587 53.5	39,883 53.9
河川海岸費	16,152 22.3	18,520 25.2	16,129 19.8	16,928 20.8	16,861 20.7	15,108 20.4
港湾費	5,822 8.0	6,544 8.9	6,831 8.4	5,399 6.6	4,913 6.0	4,561 6.2
都市計画費	4,782 6.6	3,334 4.5	7,419 9.1	11,917 14.6	9,566 11.7	4,149 5.6
空港費	2,129 2.9	2,039 2.8	2,252 2.8	2,504 3.1	2,195 2.7	2,037 2.8
住宅費	1,906 2.6	2,729 3.7	1,210 1.5	2,460 3.0	1,045 1.3	1,673 2.3
災害復旧費	2,070 2.9	417 0.6	4,062 5.0	972 1.2	344 0.4	3,420 4.6

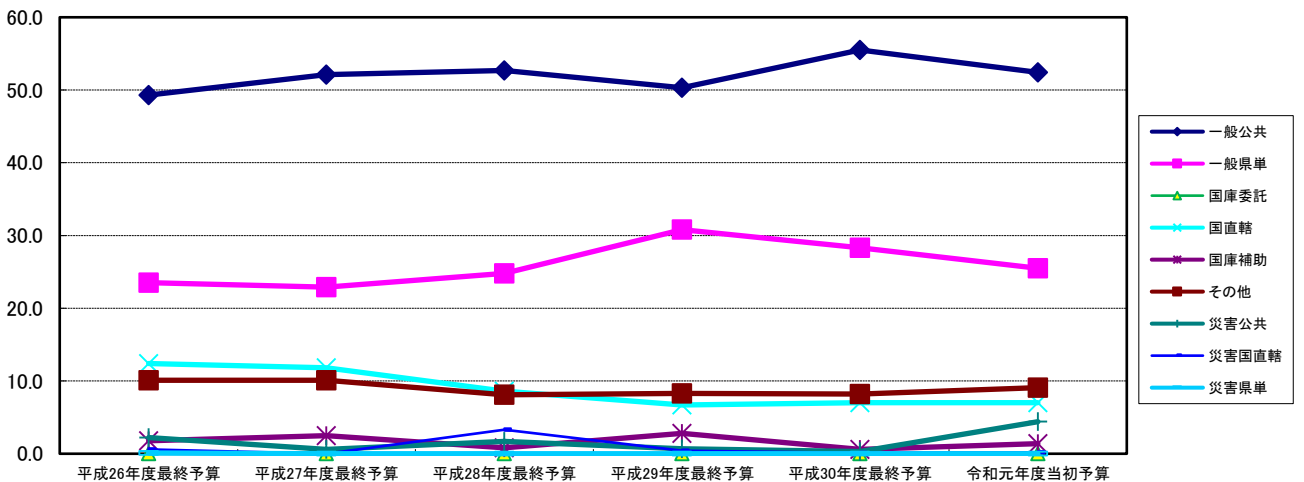
■一般会計予算の経費区分による予算の推移

単位:百万円



■一般会計予算の経費区分の構成比

単位:%



上段 (単位:百万円)
下段 (予算の構成比:%)

	平成26年度最終予算	平成27年度最終予算	平成28年度最終予算	平成29年度最終予算	平成30年度最終予算	令和元年度当初予算
一般会計	72,338 100.0	73,632 100.0	81,343 100.0	81,517 100.0	81,496 100.0	73,927 100.0
一般公共	35,653 49.3	38,339 52.1	42,903 52.7	41,018 50.3	45,253 55.5	38,758 52.4
一般県単	16,964 23.5	16,897 22.9	20,169 24.8	25,138 30.8	23,059 28.3	18,834 25.5
国庫委託	14 0.0	4 0.0	4 0.0	4 0.0	6 0.0	4 0.0
国直轄	8,986 12.4	8,655 11.8	6,958 8.6	5,488 6.7	5,700 7.0	5,145 7.0
国庫補助	1,284 1.8	1,841 2.5	636 0.8	2,263 2.8	450 0.6	1,006 1.4
その他	7,367 10.1	7,480 10.1	6,611 8.1	6,634 8.3	6,684 8.2	6,760 9.1
災害公共	1,581 2.2	416 0.6	1,387 1.7	606 0.7	281 0.3	3,287 4.4
災害国直轄	434 0.6	0 0.0	2,658 3.3	366 0.4	63 0.1	133 0.2
災害県単	55 0.1	0 0.0	17 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
参考: 県(一般会計)	689,879	699,366	702,898	727,179	664,090	665,000
一般会計県予算総額に占める県土整備部予算	10.5%	10.5%	11.6%	11.2%	12.3%	11.1%